

令和 4 年 度

工事名：九州森林管理局公用車車庫新築工事

設 計 図 書

九州森林管理局

図面リスト					
【意匠図】		【構造図】		【電気設備図】	
図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
	表紙	S-01	構造特記仕様書	E-01	電気設備工事特記仕様書(その2)
A-00	図面リスト	S-02	壁式構造仕様書-1	E-02	電気設備 部分配置図
A-01	建築工事特記仕様書(その1)	S-03	壁式構造仕様書-2	E-03	電気設備 平面図
A-02	建築工事特記仕様書(その2)	S-04	壁式構造仕様書-4		
A-03	建築工事特記仕様書(その3)	S-05	各伏図		
A-04	建築工事特記仕様書(その4)	S-06	軸組図(1)		【機械設備図】
A-05	建築工事特記仕様書(その5)	S-07	軸組図(2)	M-01	機械設備工事特記仕様書(その2)
A-06	建築工事特記仕様書(その6)	S-08	基礎・壁・梁・スラブリスト	M-02	給水設備 部分配置図
A-07	付近見取図	S-09	直交集成板・構造用集成材工事特記仕様書	M-03	給水設備 平面図
A-08	全体配置図	S-10	レベル図・部材リスト	M-04	換気設備 平面図
A-09	部分配置図	S-11	アンカープラン		
A-10	建物概要表・外部仕上表・内部仕上表	S-12	壁伏図		
A-11	平面図・建物求積図	S-13	軒伏図		
A-12	屋根伏図・天井伏図	S-14	小屋伏図		
A-13	立面図・断面図	S-15	軸組図		
A-14	平面詳細図	S-16	軸組図(2)		
A-15	断面詳細図1	S-17	フレーム詳細図		
A-16	断面詳細図2	S-18	接合金物図		
A-17	建具キープラン・建具表				

4 地業工事	1 支持地盤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 杭基礎 <ul style="list-style-type: none"> 支持地盤の種類及び位置(基礎の位置含む) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ○ 直設基礎 <ul style="list-style-type: none"> 支持地盤の種類及び位置(基礎底部の位置含む) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 長期設計支持力 <ul style="list-style-type: none"> ・ () kN/m² ○ 地盤の載荷試験 <ul style="list-style-type: none"> ○ 行方 (4.2.4) 試験の位置、方法等は図示による 	4 地業工事
	2 既成コンクリート杭地業	<ul style="list-style-type: none"> 種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・ 外敷鋼管付コンクリート杭(SC杭) SC杭の鋼管材料 ・SKK400 ・SKK490 ・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) ・ () 試験種別 <ul style="list-style-type: none"> ・ あり 孔径はオーガー径とする 位置等は図示による ・ なし 試験種の施工は試験杭の施工に先立ち行う 	(4.3.2)

3 場所打ちコンクリート杭地業	<ul style="list-style-type: none"> 仕様、長さ、仕様等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 材料その他 <ul style="list-style-type: none"> 寄筋 ・ 図示による 鉄筋の最小かぶり厚さ ・ 図示による セメントの種類 <ul style="list-style-type: none"> ※ 高炉セメントB種 コンクリートの種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ A種 ・ B種 ※ 専業(評定又は大臣認定)された内容による コンクリートの設計基準強度 () N/mm² (4.5.3~5) 構造体強度補正係数(S) () N/mm² (4.5.3) ・ 専業(評定又は大臣認定)された内容による ・ () 掘削工法 (4.5.1)(4.5.4~5) <ul style="list-style-type: none"> ・ アースドリル工法 安定液 ・ 使用する ・ 使用しない ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法 孔内の水張り ・ 行う ・ 行わない 併用する工法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 図示による 鋼管巻き材料 ・SKK400 ・SKK490 ・ 拡張杭工法 図示による 安定液 ・ 使用する ・ 使用しない ・ () 試験杭 (4.2.2)(4.5.4~5) <ul style="list-style-type: none"> 試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う 試験杭の位置、本数 ※最初の一本 ・ 図示による 孔壁測定 (4.5.4~5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 行方 測定方法、測定箇所は図示による ・ 行わない 杭の精度 <ul style="list-style-type: none"> 水平方向の位置ずれ ・ 100mm以下 ・ () 杭の傾斜 ・ 1/100以内 ・ () 工法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 換層混合地盤工法 <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による 長期設計支持力 ・ () kN/m² ・ () ・ 深層混合地盤工法 <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による 長期設計支持力 ・ () kN/m² ・ () 形状、支持地盤、仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 長期設計支持力 <ul style="list-style-type: none"> ・ () kN/m² ・ () セメントの種類 (6.3.1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 高炉セメントB種 ・ () コンクリートの設計基準強度 () N/mm² 構造体強度補正係数(S) = () N/mm² 工法 () <ul style="list-style-type: none"> 仕様、範囲、計測、試験等 ・ 図示による 材料 (4.6.2) <ul style="list-style-type: none"> ※ 再生クラッシュチャラン ・ 切込砂利及び切込砕石 厚さ及び使用範囲 (4.6.3) <table border="1"> <tr> <th>厚さ</th> <th>使用範囲</th> </tr> <tr> <td>○100</td> <td>基礎スラブ下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> コンクリートの仕様 (4.6.4)(6.14.1~3) <ul style="list-style-type: none"> ※ 無筋コンクリートによる ・ () (6.14.1~3) セメントの種類 (6.3.2) <ul style="list-style-type: none"> ※ 高炉セメントB種 ・ () 厚さ及び使用範囲 (4.6.3) <table border="1"> <tr> <th>厚さ</th> <th>使用範囲</th> </tr> <tr> <td>※50</td> <td>基礎スラブ下、基礎梁下、土に接するスラブ下</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> 施工範囲 (4.6.5) <ul style="list-style-type: none"> ※ 建築物内の土間スラブ及び土間コンクリートの直下(ピット下を除く) ・ () 材料 <ul style="list-style-type: none"> ※ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 ・ () 防凍層の位置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 	厚さ	使用範囲	○100	基礎スラブ下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下	・	・	厚さ	使用範囲	※50	基礎スラブ下、基礎梁下、土に接するスラブ下	・	・	4 地盤改良(セメント系固化工法を用いた工法による改良)	5 置換コンクリート地業(ラップコンクリート地業)	6 液状化対策	7 砂利地業	8 捨てコンクリート	9 床下防凍層
厚さ	使用範囲																		
○100	基礎スラブ下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下																		
・	・																		
厚さ	使用範囲																		
※50	基礎スラブ下、基礎梁下、土に接するスラブ下																		
・	・																		

5 鉄筋工事	1 鉄筋の種類	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の種類 (5.2.1)(表5.2.1) <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>呼び名(mm)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ SD295A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ SD345</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 形状等 (5.2.2) <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>鋼目の形状、寸法、鉄筋の径(mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> <tr> <td>・ 溶接鋼</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄筋棒</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 継手方法等 (5.3.4)(5.5.2) <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th>継手方法</th> <th>呼び名(mm)</th> </tr> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td>※ ガス圧接</td> <td>・ 機械式継手</td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td>※ 重ね継手</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋()</td> <td>※ 重ね継手</td> <td>・</td> </tr> </table> 主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)(表5.3.2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 継手位置図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 鉄筋の定着方法 (5.3.4) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 鉄筋の定着長さ (5.3.4)(表5.3.4) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う) (5.3.5)(表5.3.6) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有り 適用箇所() ・ 最小かぶり厚さ ・ 鉄筋径の1.5倍以上 ・ () ・ 無し 軽量コンクリートで土に接する部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無し ・ 有り 適用箇所() ・ 図示による ・ () 耐久性上不利な部分(塩害を受けおそれのある部分等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 無し ・ 有り 適用箇所() ・ 図示による ・ () 鉄筋相互のあき(特殊な鉄筋を除く) (5.3.5)(表5.3.6) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 機械式継手 (5.5.2) <ul style="list-style-type: none"> 使用箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 性能(H12報告書1463号に適合するもの) (5.5.2) <ul style="list-style-type: none"> ・ A級 ・ () 機械式継手の種類() (5.5.2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 鉄筋相互のあき (5.3.5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 品質の確認方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 不良となった継手の修正方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 溶接継手 (5.5.3) <ul style="list-style-type: none"> 使用箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 性能(H12報告書1463号に適合するもの) (5.5.3) <ul style="list-style-type: none"> ・ A級 ・ () 溶接継手の工法() (5.5.3) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 鉄筋相互のあき (5.3.5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 品質の確認方法 (5.5.3) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 不良となった継手の修正方法等 (5.5.3) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 	種類	呼び名(mm)	備考	・ SD295A			・ SD345			・			・			種類	種類の記号	鋼目の形状、寸法、鉄筋の径(mm)	使用部位	・ 溶接鋼				・ 鉄筋棒				部位	継手方法	呼び名(mm)	柱、梁の主筋	※ ガス圧接	・ 機械式継手	耐力壁の鉄筋	※ 重ね継手	・	その他の鉄筋()	※ 重ね継手	・	6 コンクリート工事
	種類	呼び名(mm)	備考																																							
・ SD295A																																										
・ SD345																																										
・																																										
・																																										
種類	種類の記号	鋼目の形状、寸法、鉄筋の径(mm)	使用部位																																							
・ 溶接鋼																																										
・ 鉄筋棒																																										
部位	継手方法	呼び名(mm)																																								
柱、梁の主筋	※ ガス圧接	・ 機械式継手																																								
耐力壁の鉄筋	※ 重ね継手	・																																								
その他の鉄筋()	※ 重ね継手	・																																								
2 溶接鋼	<ul style="list-style-type: none"> 各部配筋 <ul style="list-style-type: none"> ※ 図示による ・ () 圧接完了後の試験 (5.4.9) <ul style="list-style-type: none"> 外観試験 <ul style="list-style-type: none"> ※ 行方 (全数) 抜取試験 <ul style="list-style-type: none"> ※ 超音波探傷試験 ・ 引張試験 帯筋 <ul style="list-style-type: none"> 組立の形の種別 ・ 図示による 最上階住み補強 <ul style="list-style-type: none"> 補強方法 ・ 図示による 片持ちスラブの出隅部の補強配筋(出隅受け部分の補強筋を含む) <ul style="list-style-type: none"> 配筋方法 ・ 図示による 出隅部分及び出隅受け部の補強筋 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 壁開口部の補強 <ul style="list-style-type: none"> 一般壁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 耐震壁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 梁貫通孔の補強 <ul style="list-style-type: none"> 補強形式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 配筋種別 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 梁貫通孔(部材記号含む)及び配筋種別リスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 基礎梁主筋の継手 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 機械吊上げ用フック <ul style="list-style-type: none"> 種別 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 	1 鉄筋の種類	2 溶接鋼	3 鉄筋の継手	4 鉄筋の定着方法及び長さ	5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接鋼を含む)	6 特殊な鉄筋継手	7 各部配筋	8 圧接完了後の試験	9 帯筋	10 最上階住み補強	11 片持ちスラブの出隅部の補強配筋(出隅受け部分の補強筋を含む)	12 壁開口部の補強	13 梁貫通孔の補強	14 基礎梁主筋の継手	15 機械吊上げ用フック																										

6 コンクリート工事	1 コンクリートの種類及び強度	<ul style="list-style-type: none"> 普通コンクリートの設計基準強度 (6.2.2) <table border="1"> <tr> <th>設計基準強度 (Fc) N/mm²</th> <th>種別</th> <th>18</th> <th>21</th> <th>24</th> <th>27</th> </tr> <tr> <td>普通コンクリート</td> <td>種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽量コンクリート</td> <td>種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 軽量コンクリートの設計基準強度 (6.2.2) <table border="1"> <tr> <th>設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>・24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </table> スラブの厚(単位:cm) (6.2.4)(表6.2.2) <table border="1"> <tr> <th>打込み箇所</th> <th>基礎、基礎梁 土間スラブ</th> <th>柱、梁、スラブ、壁</th> </tr> <tr> <td>所要スラブ</td> <td>15, 18</td> <td>18</td> </tr> </table> レディーミクストコンクリートの種別 (6.2.1)(表6.2.1) <ul style="list-style-type: none"> 種別 <ul style="list-style-type: none"> ・ I 類 ・ II 類 セメント (6.3.1)(表6.3.1) <ul style="list-style-type: none"> 種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・ 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。 ・ 施工場所() ・ 高炉セメントB種 ・ 施工場所() ・ フライアッシュセメントB種 ・ 施工場所() ・ () 骨材 (6.3.1) <ul style="list-style-type: none"> アルカリシリカ反応性による区分 <ul style="list-style-type: none"> ※ A ・ B 軽量コンクリート (6.10.1)(表6.10.1) <ul style="list-style-type: none"> 種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ I 種 ・ II 種 無筋コンクリート (6.14.1) <ul style="list-style-type: none"> 適用箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 種仕 6.14.1(a)による箇所 ・ 種仕 6.14.1(a)以外の箇所 ・ 図示による ・ () 設計基準強度 (6.14.1) <ul style="list-style-type: none"> ※ 18N/mm² ・ () スラブ <ul style="list-style-type: none"> ※ 15cm又は18cm ・ () ひび割れ発生目地打設目地 (6.6.3)(6.8.2)(9.7.3) <ul style="list-style-type: none"> 目地寸法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 種仕 9.7.3による ・ 図示による 間隔、位置、形状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () コンクリート仕上り (6.2.5)(表6.2.3) <ul style="list-style-type: none"> 部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値 <ul style="list-style-type: none"> ・ 種仕 表6.2.3による ・ () 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5)(6.9.3)(表6.2.4) <ul style="list-style-type: none"> ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※ 適用箇所は図示による 打増し厚さ(打放し仕上げ部) (6.8.2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 打放し仕上げ(上塗材、塗膜等の仕上げを行う部分を含む)の打増し厚さ(外部に面する部分に限る) <ul style="list-style-type: none"> ・ 20mm ・ () ・ 打放し仕上げ(上塗材、塗膜等の仕上げを行う部分を含む)の打増し厚さ(内部に面する部分に限る) <ul style="list-style-type: none"> ・ () ・ 外壁タイル張り、MCR工法又は目貫らし(高圧水洗)工法を行う場合は外部側に20mmの打増しを行う 型枠 (6.8.3) <ul style="list-style-type: none"> せき板の材料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合板(国産材) ・ () せき板の厚さ <ul style="list-style-type: none"> ・ 12mm ・ () 断熱材の使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行方 適用箇所() ・ 行わない スリーブの材質 <ul style="list-style-type: none"> ※ 種仕6.8.8(2)及び表6.8.1による ・ () 単位水量の測定 (6.8.2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 有り ・ 無し 混和材量 (6.3.1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 混和剤 <ul style="list-style-type: none"> ・ AE減水剤 ・ AB減水剤 ・ 高性能AE減水剤 ・ 防錆剤 ・ () ・ 混和材 <ul style="list-style-type: none"> ・ フライアッシュ(I 種 ・ II 種 ・ IV 種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・ シリカヒューム ・ 膨脹材 ・ () 	設計基準強度 (Fc) N/mm ²	種別	18	21	24	27	普通コンクリート	種別					軽量コンクリート	種別					設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所	・24		・		打込み箇所	基礎、基礎梁 土間スラブ	柱、梁、スラブ、壁	所要スラブ	15, 18	18	1 コンクリートの種類及び強度	2 レディーミクストコンクリートの種別	3 セメント	4 骨材	5 軽量コンクリート	6 無筋コンクリート	7 ひび割れ発生目地打設目地	8 コンクリート仕上り	9 打増し厚さ(打放し仕上げ部)	10 型枠	11 単位水量の測定	12 混和材量
	設計基準強度 (Fc) N/mm ²	種別	18	21	24	27																																						
普通コンクリート	種別																																											
軽量コンクリート	種別																																											
設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所																																											
・24																																												
・																																												
打込み箇所	基礎、基礎梁 土間スラブ	柱、梁、スラブ、壁																																										
所要スラブ	15, 18	18																																										

建築工事特記仕様書

建築士事務所名	一級建築士事務所 熊本県知事登録 第1625号 株式会社ライト設計	工事名称	九州森林管理局車庫建築工事
設計者氏名	一級建築士 大臣登録 第339105号 佐藤 健太郎 印	図面名称	建築工事特記仕様書 (その2) 図面番号 A-02

※構造図による

※構造図による

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 1 鉄骨製作工場, 2 施工管理技術者, 3 鋼材, 4 高力ボルト, 5 普通ボルト, 6 溶接面めっき高力ボルト, 7 アンカーボルト, 8 溶接材料, 9 ターンバックル, 10 デッキプレート, 11 レール及びその付属品, 12 スタッド, 13 柱底均しモルタル, 14 工作図.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 15 鉄骨の製作精度, 16 鉄骨の仮組, 17 溶接技術者の技量付加試験, 18 溶接接合, 19 現場溶接の有無, 20 入熱、パス間温度溶接条件, 21 溶接部の試験, 22 錆止め塗装, 23 耐火被覆, 24 アンカーボルトの保持及び選込み工法, 25 軽形鋼構造, 26 溶接面めっき(耐力上必要な部分), 27 梁貫通孔の補強.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 1 補強コンクリートブロック造, 2 コンクリートブロック構造及び併用, 3 ALCパネル, 4 押出成形セメント板, 1 アスファルト防水.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 2 改質アスファルトシート防水, 3 合成高分子系ルーフィングシート防水, 4 塗膜防水, 5 ケイ酸系塗膜防水, 6 脱気装置, 7 シーリング, 8 保証書の提出, 9 事後調査.

建築工事特記仕様書

建築士事務所名 一級建築士事務所 熊本県知事登録 第1625号 株式会社ライト設計

設計者氏名 一級建築士 大臣登録 第339105号 佐藤 健太郎 印

工事名称 九州森林管理局車庫建築工事 図面名称 建築工事特記仕様書(その3) 図面番号 A-03

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 1 施工 (Construction), 2 石材等 (Stone etc.), 3 外壁工法 (Exterior wall method), 4 内装工法 (Interior wall method), 5 乾式工法 (Dry method), 6 床及び階段の石張り (Stone paving of floor and stairs), 7 アーチ、上げ裏等の石張り (Stone paving of arches, etc.), 8 笠木、甲板等の石張り (Stone paving of eaves, etc.), 9 製造所及び施工業者 (Manufacturer and contractor).

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 11 タイル工事 (Tile work), 12 木工事 (Wood work), 13 屋根及びびとい工事 (Roof and other work). Contains detailed specifications for tile types, wood treatments, and roof materials.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 14 金具工事 (Hardware work), 15 左官工事 (Plaster work), 16 断熱材 (Insulation), 17 防水・防蟻 (Waterproofing and termite prevention), 18 長尺金属板葺 (Long metal sheeting), 19 折板葺 (Corrugated sheeting), 20 とい (Other). Contains specifications for hardware, plaster, insulation, and waterproofing.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 16 断熱材 (Insulation), 17 防水・防蟻 (Waterproofing and termite prevention), 18 長尺金属板葺 (Long metal sheeting), 19 折板葺 (Corrugated sheeting), 20 とい (Other). Contains specifications for insulation, waterproofing, and sheeting.

Table with 4 columns: Project Name, Designer Name, Project Title, and Drawing Title. Project Name: 建築工事特記仕様書. Designer Name: 佐藤 健太郎. Project Title: 九州森林管理局車庫建築工事. Drawing Title: 建築工事特記仕様書 (その4).

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes items like 16-1 Aluminum building materials, 2 Mesh, 3 Tree-shaped building materials, 4 Metal building materials, 5 Metal building materials, 6 Stainless steel building materials, 7 Wood building materials.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes items like 8 Building materials, 9 Mesh, 10 Automatic door opening mechanism, 11 Semi-automatic door opening mechanism, 12 Heavy-duty shock absorber, 13 Shock absorber.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes items like 14 Overhead door, 15 Glass, 16 Glass film, 17 Curtain wall, 18 Glass block.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes items like 19 Paint, 20 Wallpaper, 21 Vinyl floor tiles, 22 Vinyl floor tiles, 23 Vinyl floor tiles, 24 Vinyl floor tiles, 25 Vinyl floor tiles, 26 Carpet, 27 Composite resin floor.

19 内装工事 8 フローリング張り (19.5.2) 9 畳敷き (19.6.2)(表19.6.1) 10 せつこうボード その他ボード張り (19.7.2~8)(表19.7.1)

11 壁紙張り (19.8.2) 12 断熱材 (19.9.2) 20 ユニツト及びその他工事 21 フリーアクセスフロア (20.2.2) 22 移動間仕切り (20.2.4) 23 トイレブース (20.2.5) 24 視覚障害者用床タイル (20.2.6) 25 階段滑り止め (20.2.7) 26 床目地線 (20.2.8) 27 手すり (20.2.9) 28 ホワイトボード (20.2.10) 29 煙突ライニング (20.2.11) 30 ブラインド (20.2.12) 31 ロールスクリーン (20.2.13)

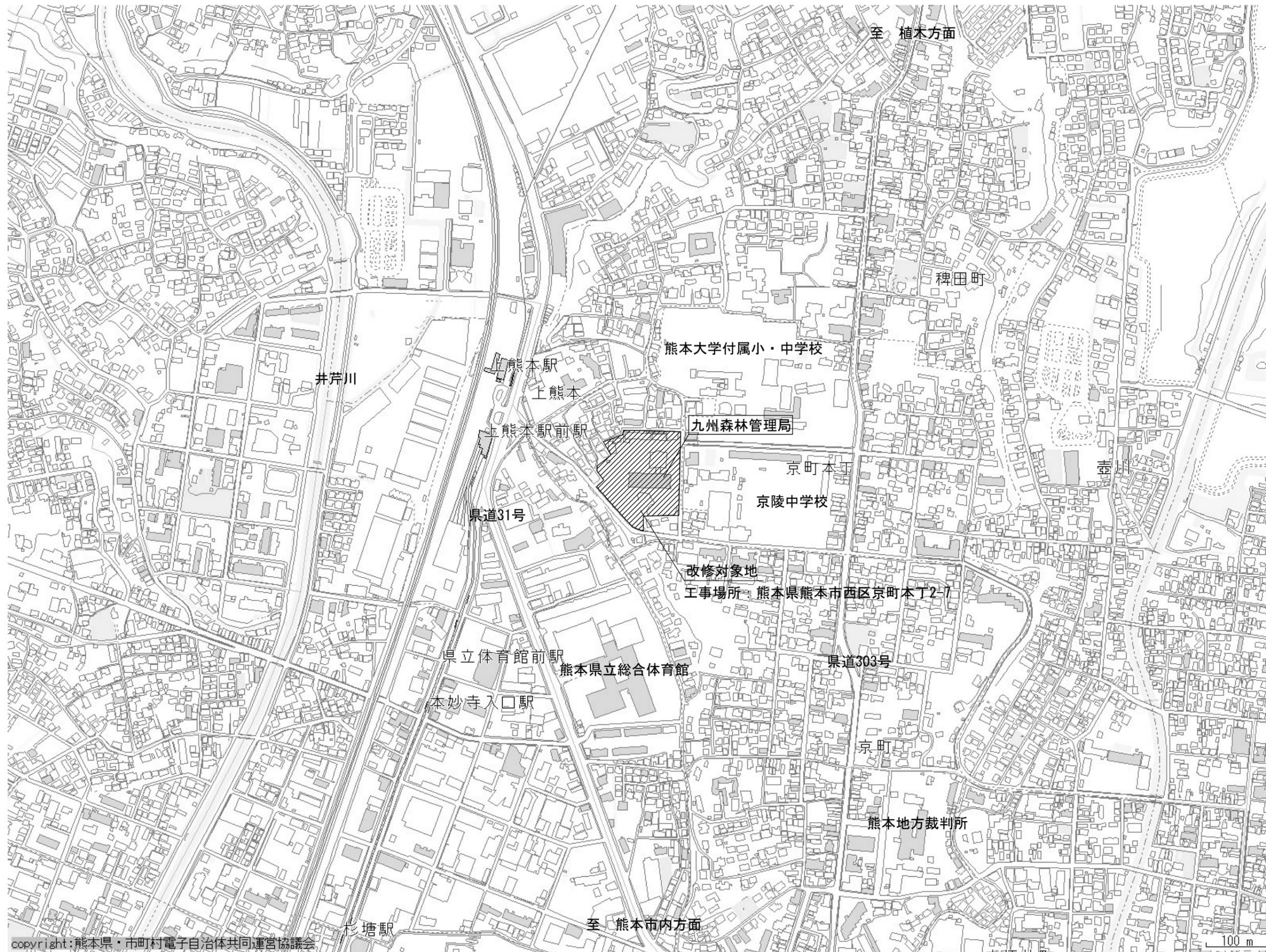
20 ユニツト及びその他工事 13 カーテン (20.2.14)(表20.2.1) 14 カーテンレール (20.2.14) 15 カーテンボックス (20.2.14) 16 コーナービート (20.2.14) 17 天井見隠装 (20.2.14) 18 点検口 (20.2.14) 19 収納・収納家具 (20.2.14) 20 消火器ボックス (20.2.14) 21 ステンレス流し台 (20.2.14) 22 コンロ台 (20.2.14) 23 吊戸棚 (20.2.14) 24 水切棚 (20.2.14) 25 くつふきマット (20.2.14) 26 旗竿 (20.2.14) 27 旗竿受金物 (20.2.14) 28 フェンス (20.2.14) 29 敷地境界線 (20.2.14) 30 止水板 (20.2.14) 31 排水工事 1 排水管 (21.2.1)(表21.2.1) 2 鋼鉄製ふた (21.2.2) 3 グレーチング (21.2.2) 4 埋戻し土 (21.2.2) 22 1 路床 (22.2.2~3) 2 路盤 (22.3.3) 22.3.6

22 舗装工事 3 アスファルト舗装 (22.4.4) 4 コンクリート舗装 (22.5.3) 5 ブロック系舗装 (22.9.2~3) 6 車止め (22.5.6) 7 区画線等 (22.5.6) 23 植栽及び屋上緑化工事 1 植栽地の確認等 (23.1.3) 2 植栽基盤の整備 (23.2.2) 3 植込み用土 (23.2.3) 4 土壌改良材 (23.2.3) 5 芝 (23.4.2) 6 樹木札 (23.4.2) 7 枯損樹木などの撤去 (23.4.2) 8 その他 (23.4.2) 工事区分 別表-1の記入上の注意 該当箇所は(●)無効となり(○)該当しない工事内容及び区分は斜線消去すること 別表-1 設備工事の工事区分表

建築工事特記仕様書

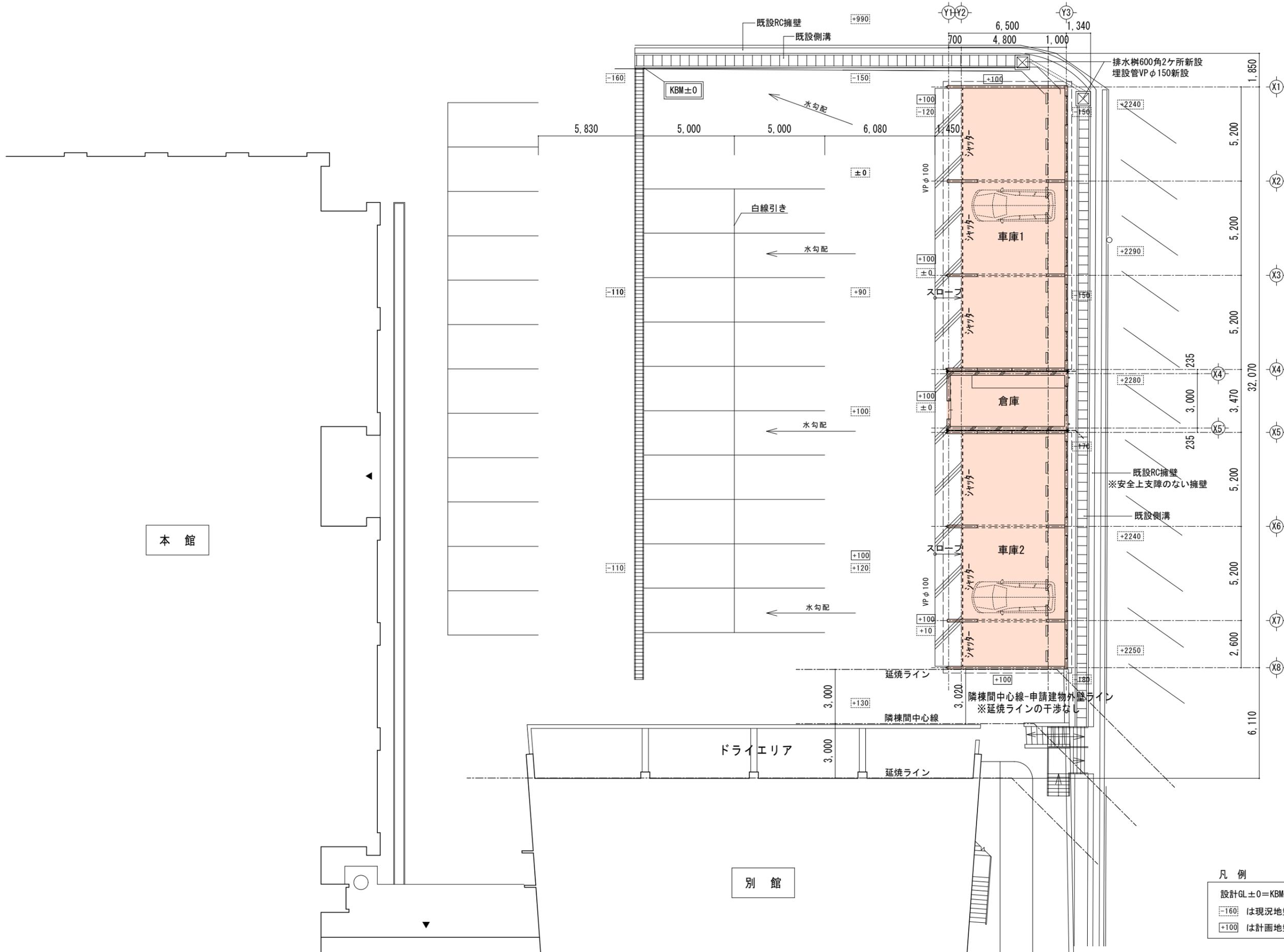
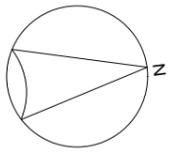
建築士事務所名 一級建築士事務所 熊本県知事登録 第1625号 株式会社ライト設計 設計者氏名 一級建築士 大臣登録 第339105号 佐藤 健太郎 印

工事名称 九州森林管理局車庫建築工事 図面番号 A-06



copyright: 熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会

100 m

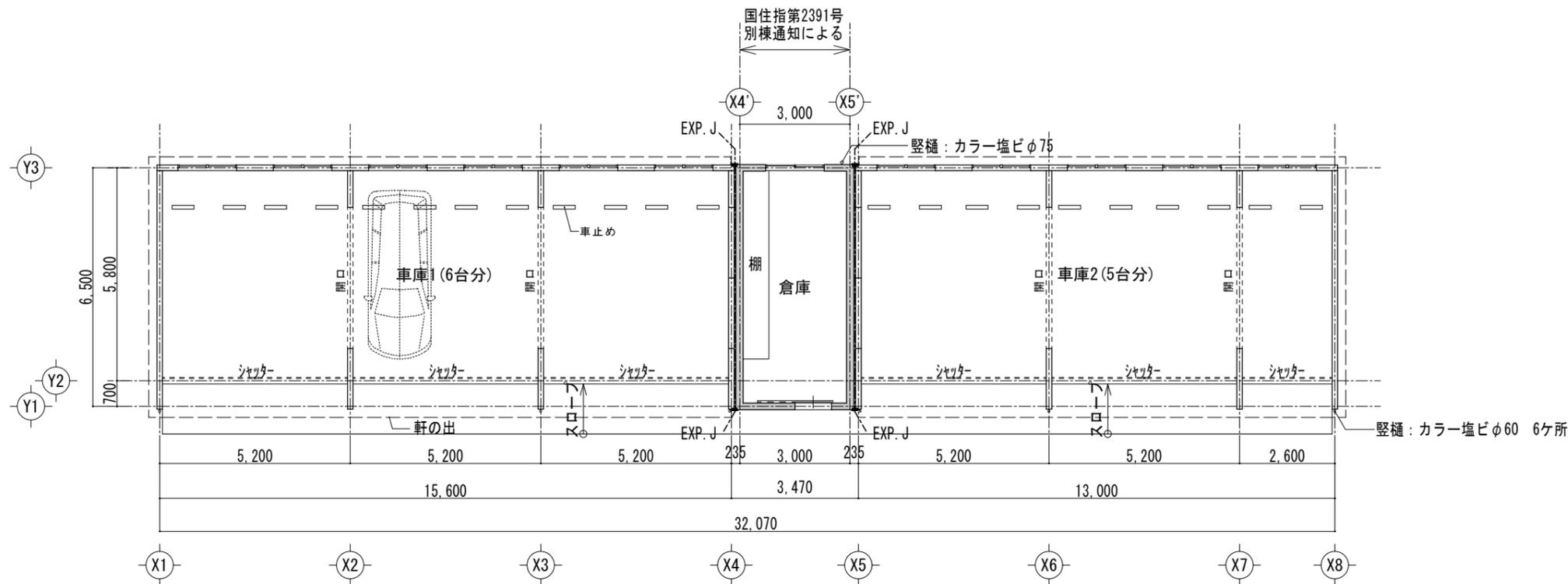


- 凡例
- 設計GL ±0 = KBM + 260 トスル。
 - ⋯⋯ -160 は現況地盤レベルを示す。
 - ⋯⋯ +100 は計画地盤レベルを示す。

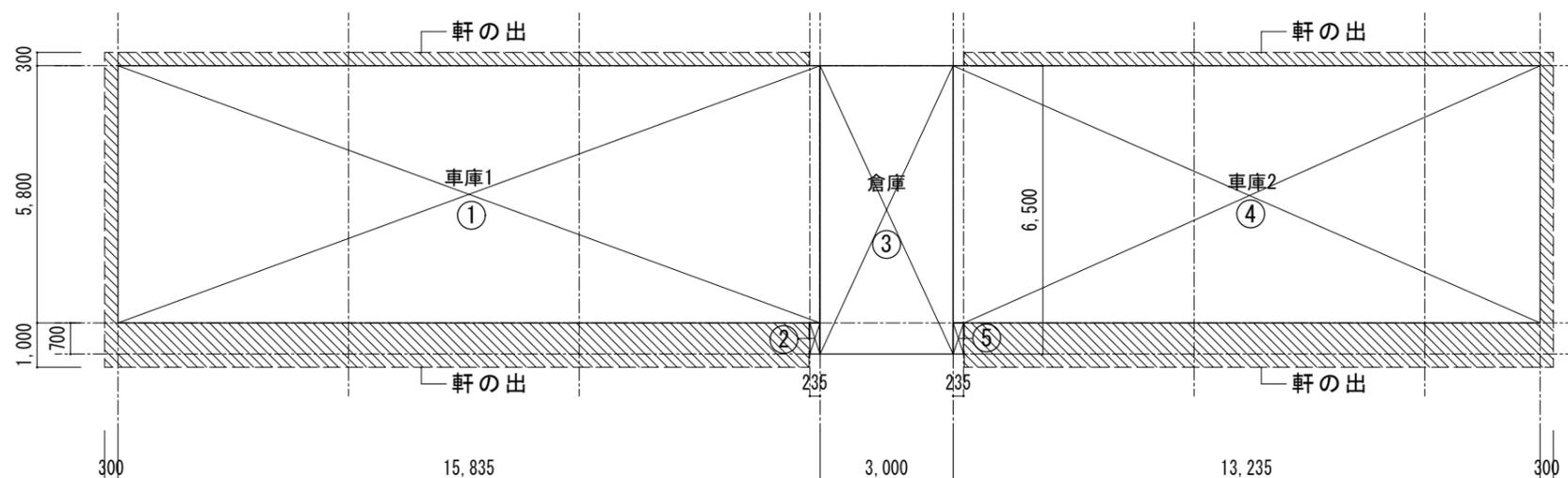
建築物概要		外部仕上表		特記事項
工事名	九州森林管理局車庫建築工事	屋根	ガルバリウム鋼板 t = 0.4 芯木なし瓦葺き	1 工事に先立ち、敷地各点の距離、レベルを確認すること。
地名地番	熊本県熊本市西区京町本丁168番の一部		下地：垂木45×60@303+構造用合板t=12+ゴムアスルーフィングt=1.0	2 レベル決定は監督員の承諾を受けること。
住所	熊本県熊本市西区京町本丁2-7			3 特記なき限り床仕上面をFLとする。
用途地域	都市計画区域内 第二種住居専用地域	倉庫屋根	コンクリート金コテ押工の上 塩ビシート防水 t=1.2 (非歩行用) アルミアングル押え	4 屋根工事その他仕上に使用する釘、ビス等は全てSUS304とする。
防火地域	指定なし	軒裏	CLT表し WP塗装	
その他の指定	法22条地域	外壁	CLT表し WP塗装	
主要用途	自動車車庫(用途区分：08490)	倉庫外壁	コンクリート打放 (B種) 補修+カラークリア塗装	
道路・幅員	7.00m			
工事種別	増築	幕板	ガルバリウム鋼板 t = 0.4	
棟数	既存：5棟 増築：1棟	根廻り	コンクリート打放 (B種) 補修+複層塗材E塗装 化粧目地切@2,600内外	
最高の高さ	既存:00.00m 増築：4.293m	樋	カラー塩ビパイプφ60、(φ75) (掴み金物：SUS製@1,000以内)、カラー塩ビ角樋W110	
最高の軒高	既存:00.00m 増築：3.50m	ドレイン	鋳鉄製横引ドレインφ75用	
敷地面積	0,000.00㎡	建具	アルミサッシ (カラー)、軽量スチール扉 (片引きハガ-タイプ)、軽量ハンズシャッター焼付塗装	
建築面積	既存:0,000.00㎡ 増築：188.10㎡	パラペット	天端：コンクリート金コテ (B種) ウレタン塗膜防水	
延床面積	既存:0,000.00㎡ 増築：188.10㎡	サッシ廻り (外部)	4周木見切り25×60 WP塗装	
構造・階数	木造 (CLT)+RC造 平屋	シャッター廻り (外部)	縦木見切り30×30 WP塗装	
建ぺい率	法定限度 60% < 00%	EXP. J廻り (外部)	縦木見切り35×90 WP塗装	
容積率	法定限度 200% < 00%	EXP. J	アルミ製 規格品 (クリアランス50タイプ) 屋根-外壁、外壁-外壁	
基礎	直接基礎			

内部仕上表												
階	室名	内装制限	界壁	床高 (FL±0)	下地材 仕上材	床	巾木	壁	廻縁	天井	天井高	備考※《 》設備工事 []別途工事
1階	車庫1	○		±0	下地材 仕上材 コンクリート金コテ仕上			CLT RC打ち放し (B種) 杉羽目板 (準不燃) 不燃木材専用塗料塗装 腰壁：複層塗材E塗装 H=900	塩ビ	野縁45×30 GB-D t=9.5 (準不燃)	2,900	車止め (コンクリートブロック製)、コーナーガード 天井点検口450角 (アルミ枠製)
	車庫2	○		±0	下地材 仕上材 コンクリート金コテ仕上			CLT RC打ち放し (B種) 杉羽目板 (準不燃) 不燃木材専用塗料塗装 腰壁：複層塗材E塗装 H=900	塩ビ	野縁45×30 GB-D t=9.5 (準不燃)	2,900	車止め (コンクリートブロック製)、コーナーガード 天井点検口450角 (アルミ枠製)
	倉庫			±0	下地材 仕上材 コンクリート金コテ仕上			RC打ち放し (B種) カラークリア塗装	塩ビ	野縁45×30 GB-D t=9.5 (準不燃)	2,700	スチール製 オープン棚 L=1,500×D=450×H=900 3箇所 天井点検口450角 (アルミ枠製) 《天井扇》

凡例	区分	符号	名称	符号	名称	区分	符号	名称	符号	名称	符号	名称	区分	名称	区分	名称
	下地・仕上	LGS	軽量鉄骨下地	GB-R	石膏ボード	SOP	合成樹脂調合ペイント	AE	アクリル樹脂エナメル	OS	オイルステイン	認定番号	杉羽目板 (準不燃) 0M-0236	認定番号		
	CB	コンクリートブロック	GB-S	シーリングせつこうボード	VE	塩化ビニル樹脂エナメル	FE	フタル酸樹脂エナメル	OSCL	オイルステインクリヤーラッカー		不燃木材専用塗料塗装 NW-0700				
	FK	けい酸カルシウム板 (無石棉)	GB-D	化粧せつこうボード	EP	合成樹脂エマルジョンペイント	UE	ウレタン樹脂塗装	WP	木材保護塗料						
	RB	ロックウール吸音板	GB-F	強化せつこうボード	AEP	アクリル系エマルジョンペイント	ACL	アクリル樹脂系塗装	CE	複層仕上塗材 (※97-セメント系)						
			GB-RH	普通硬質せつこうボード	EP-G	艶有合成樹脂エマルジョンペイント	CL	クリヤラッカー	RE	複層仕上塗材 (18' 杉系)						



平面図 S=1:150

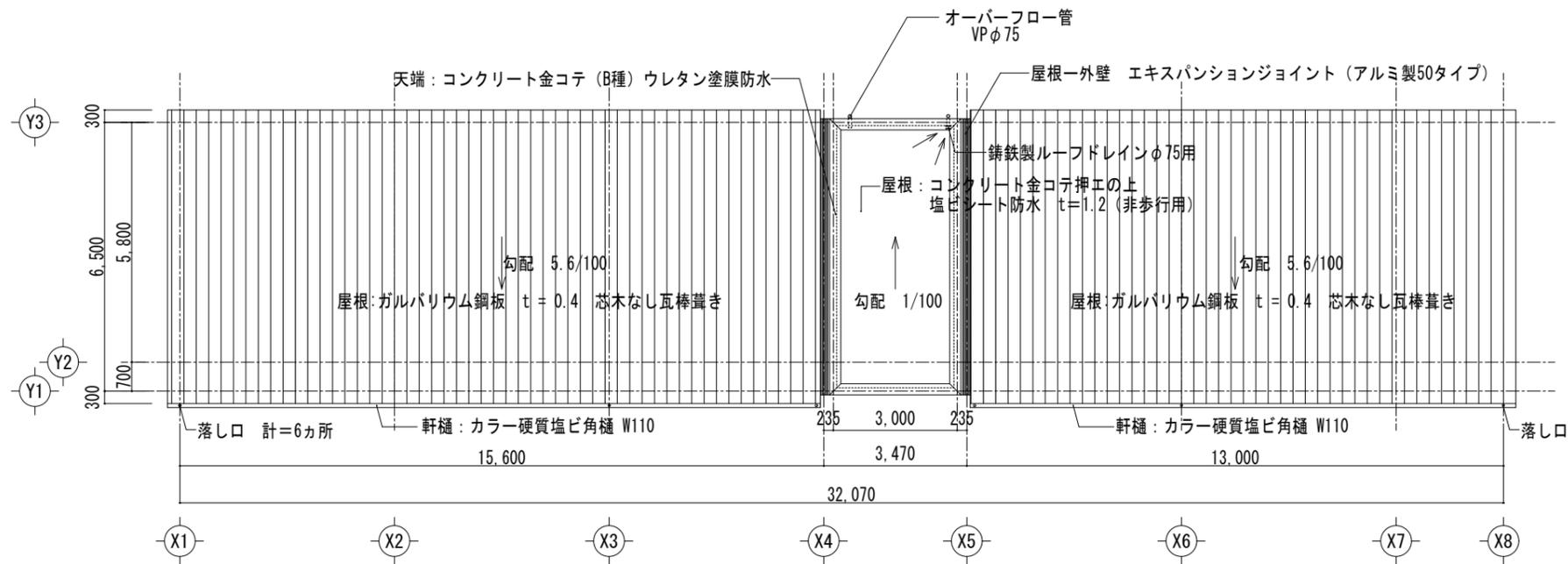


建物求積図 S=1:150

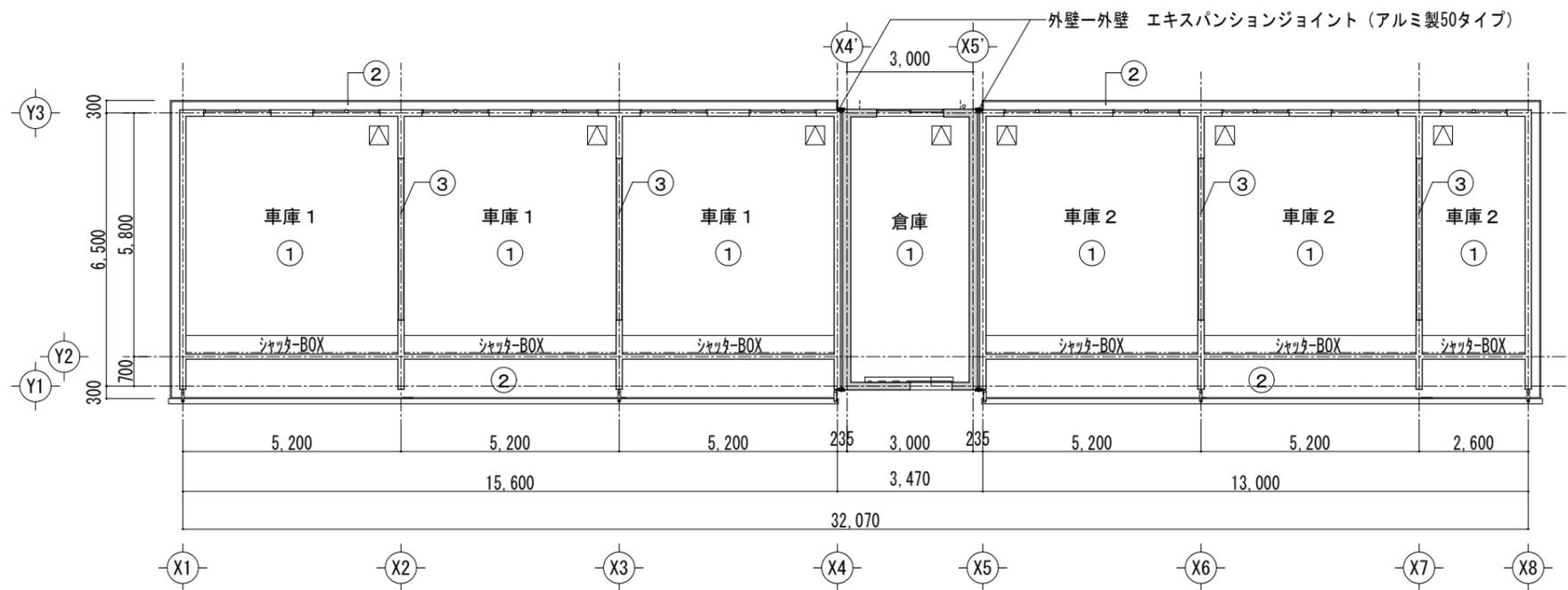
斜線部分は建築面積の1M緩和部分を示す。

延床面積・建築面積			
①	15.835 × 5.800 =	91.843	92.0075
②	0.700 × 0.235 =	0.1645	
③	3.000 × 6.500 =	19.500	76.9275
④	13.235 × 5.800 =	76.763	
⑤	0.700 × 0.235 =	0.1645	
合計		188.435	
延床面積・建築面積		188.43m ²	

※建築基準法施行令116条の危険物の貯蔵は無い
 ※国住指第2391号(部分により構造を異する建築物の棟の解釈について(通知)」による

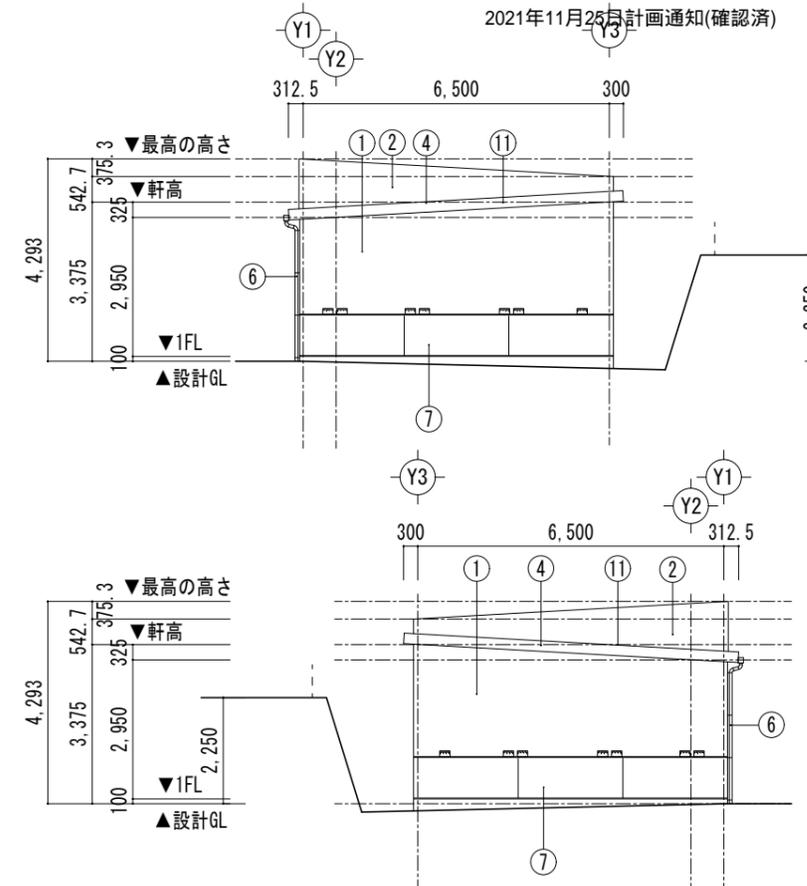
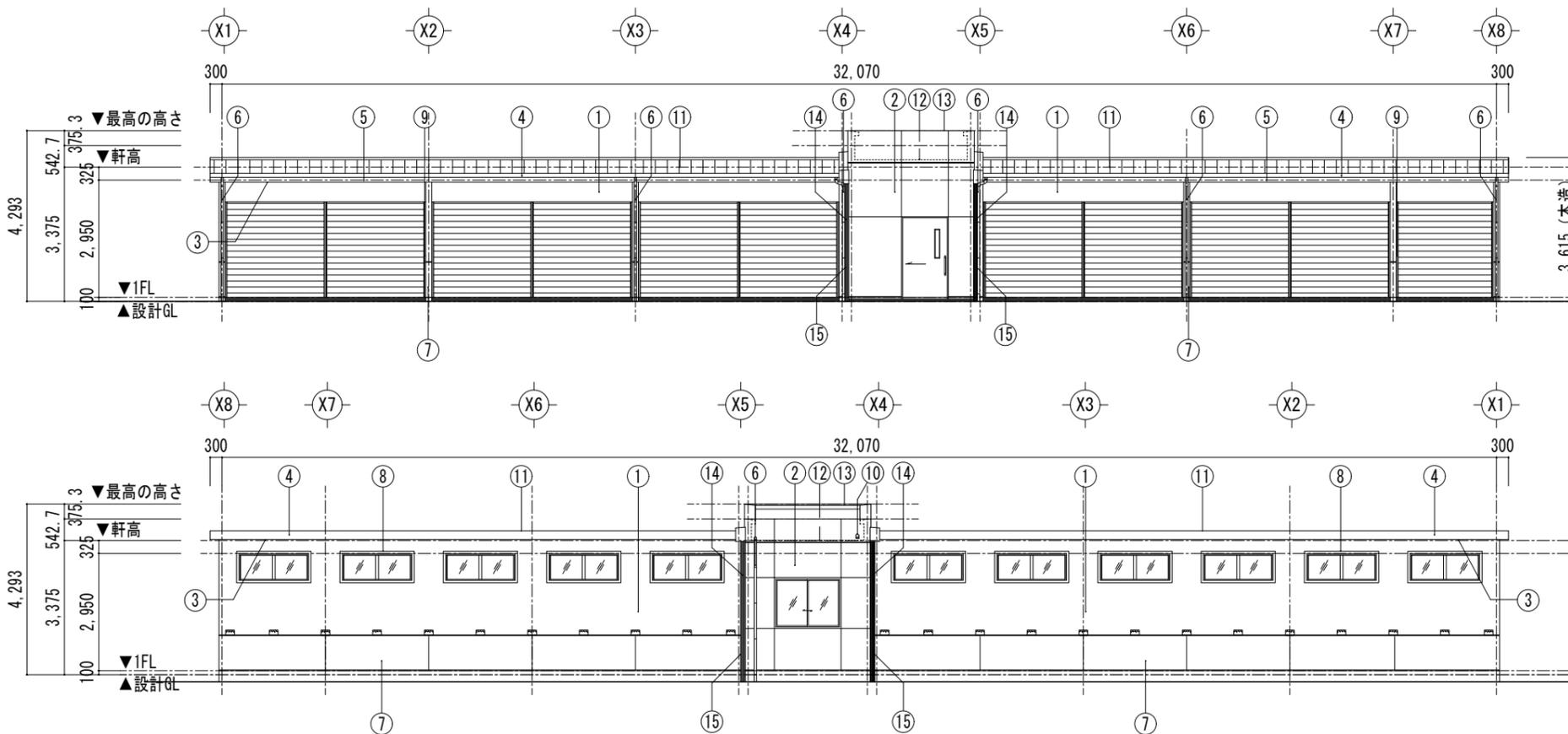


屋根伏図 S=1:150

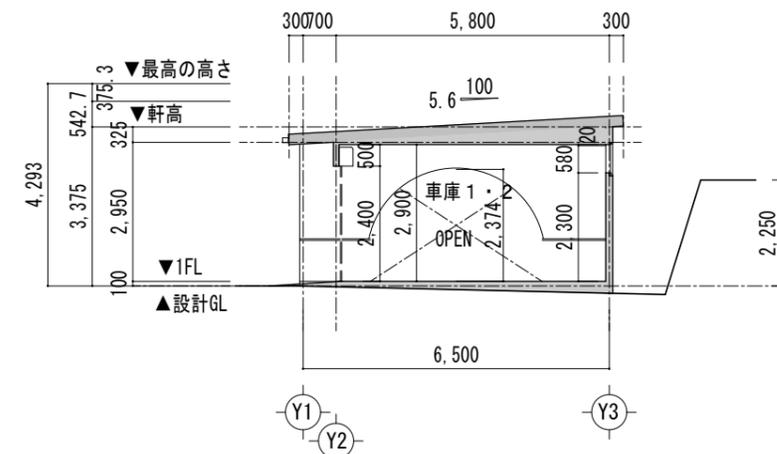
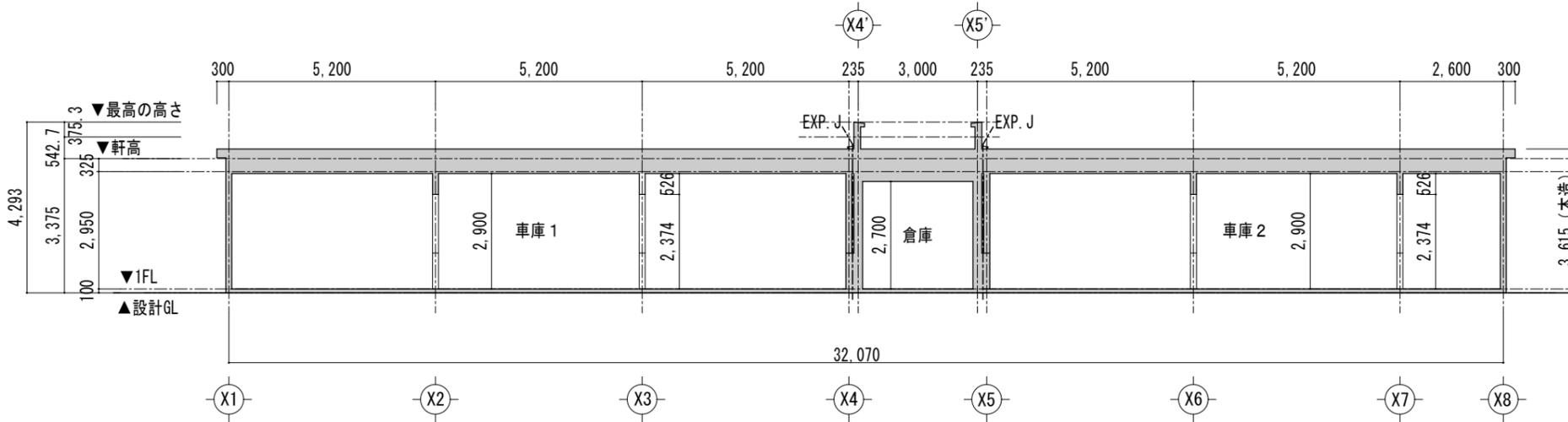
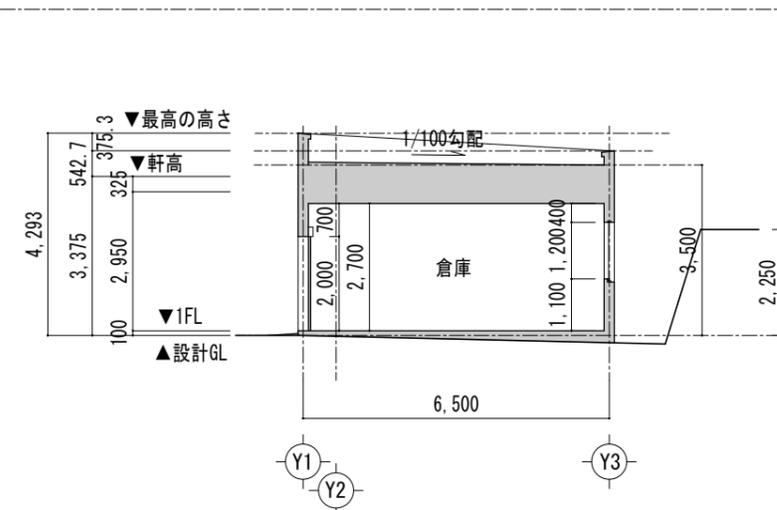


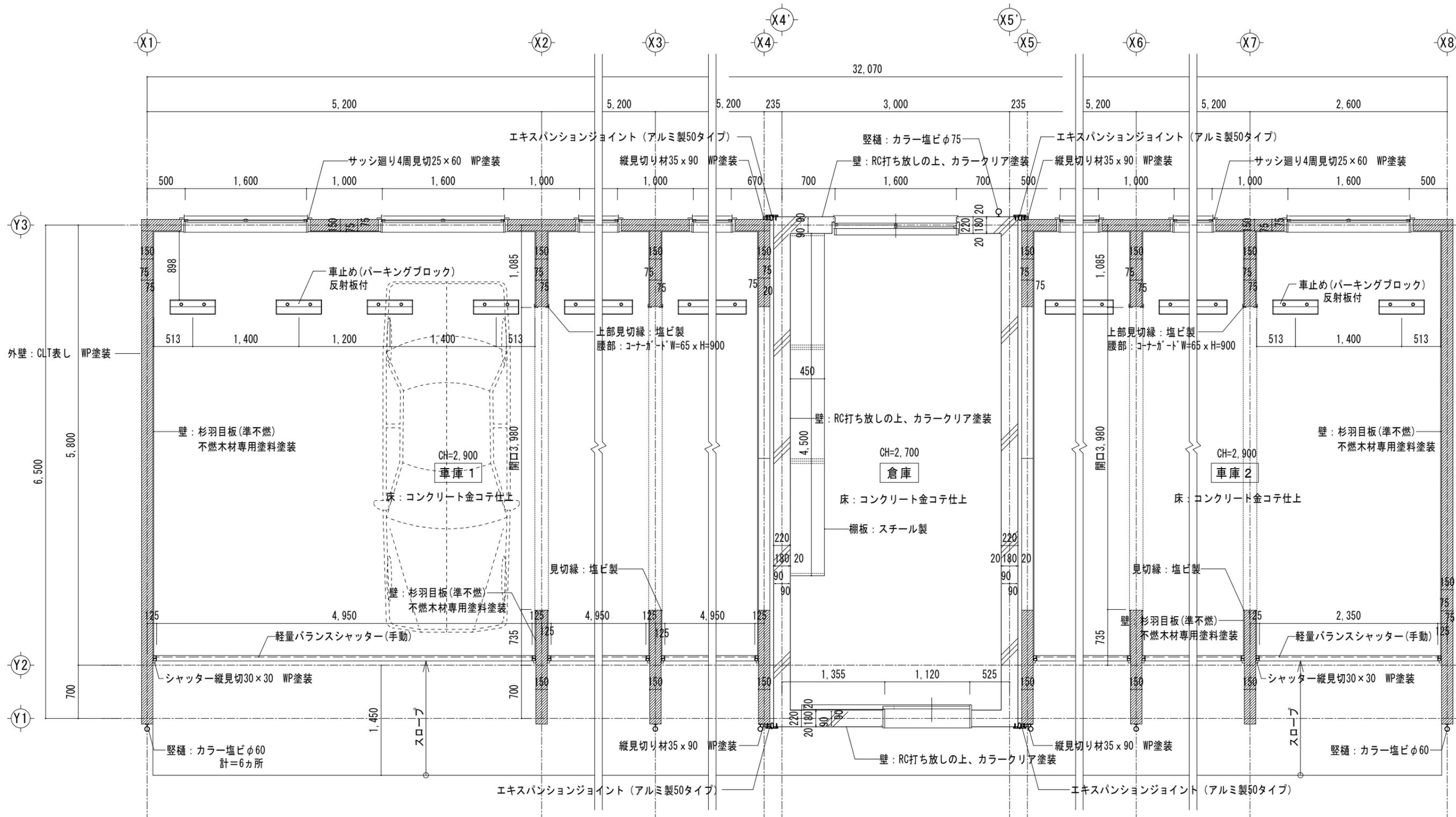
天井伏図 S=1:150

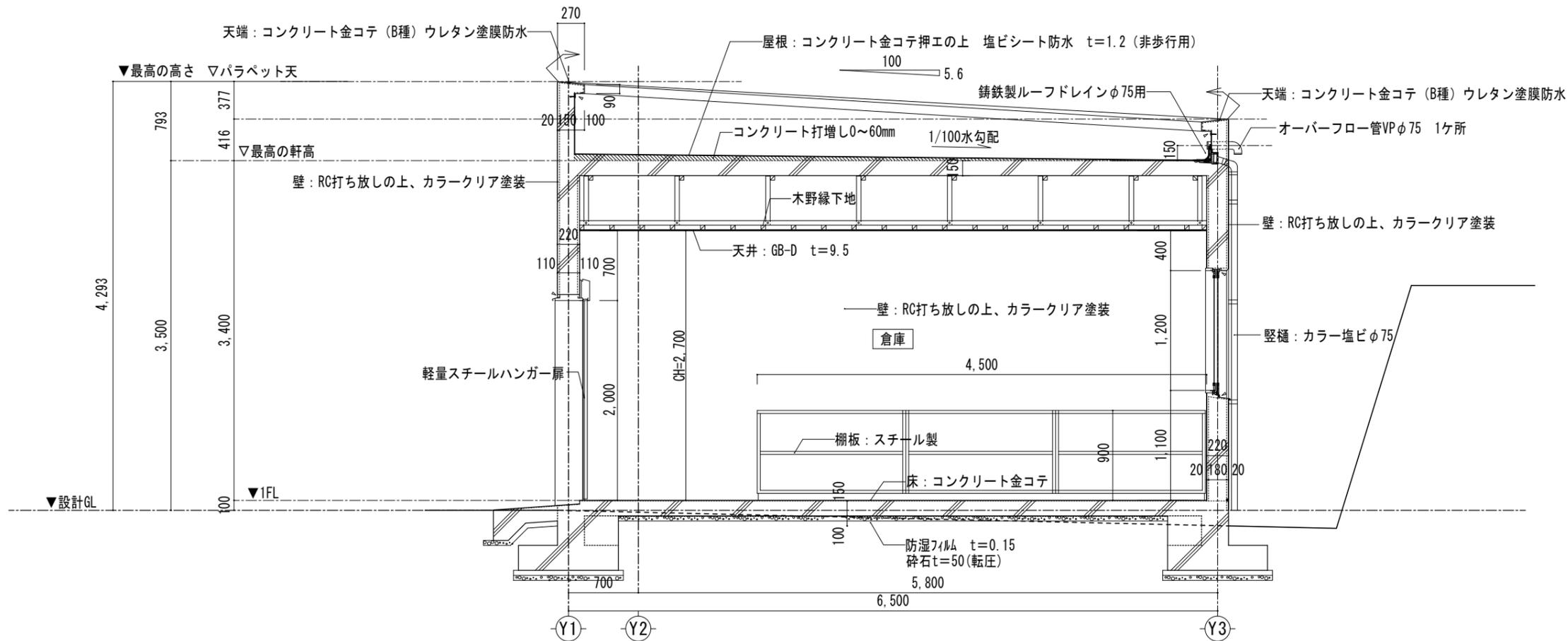
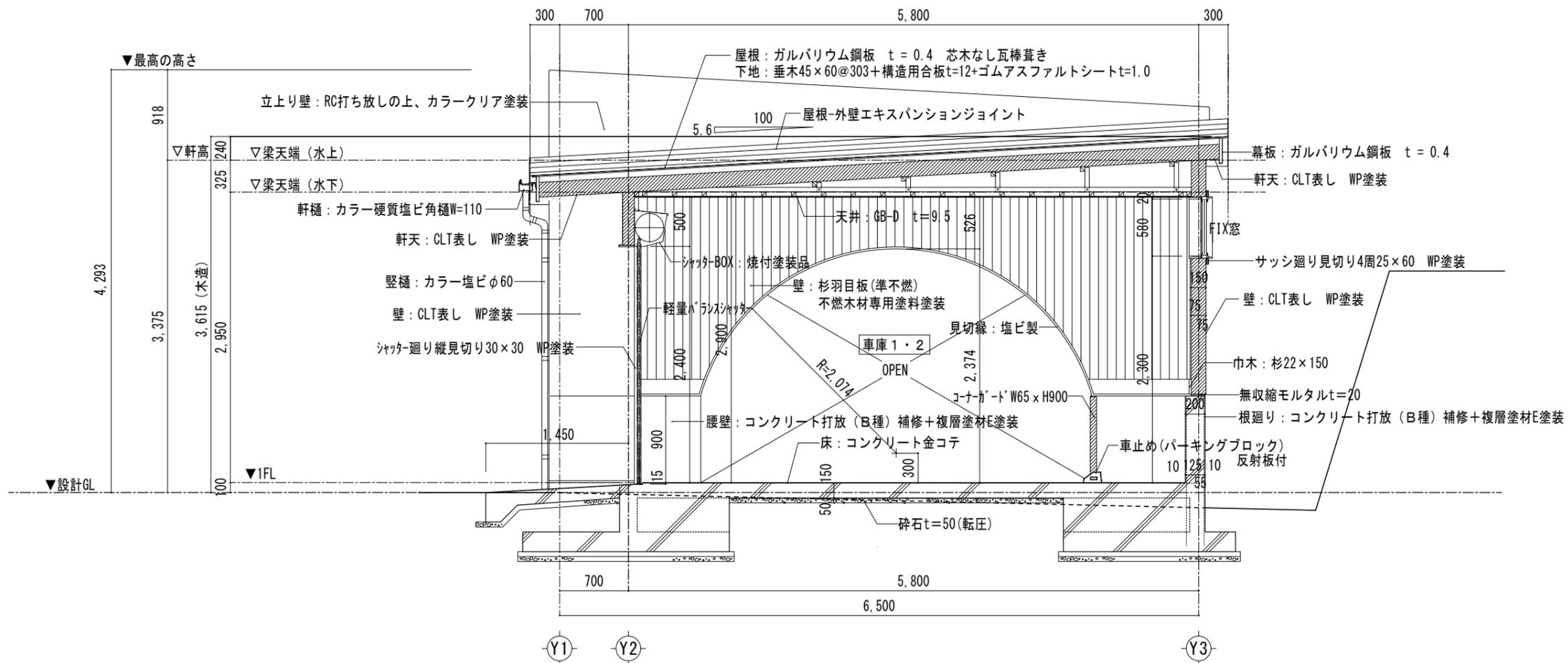
天井仕上表	
①	木野縁下地 GB-D t=9.5 塩ビ製廻り縁
②	軒天: CLT表し WP塗装
③	下り壁: CLT表し CL塗装
▽	天井点検口450角 アルミ製枠

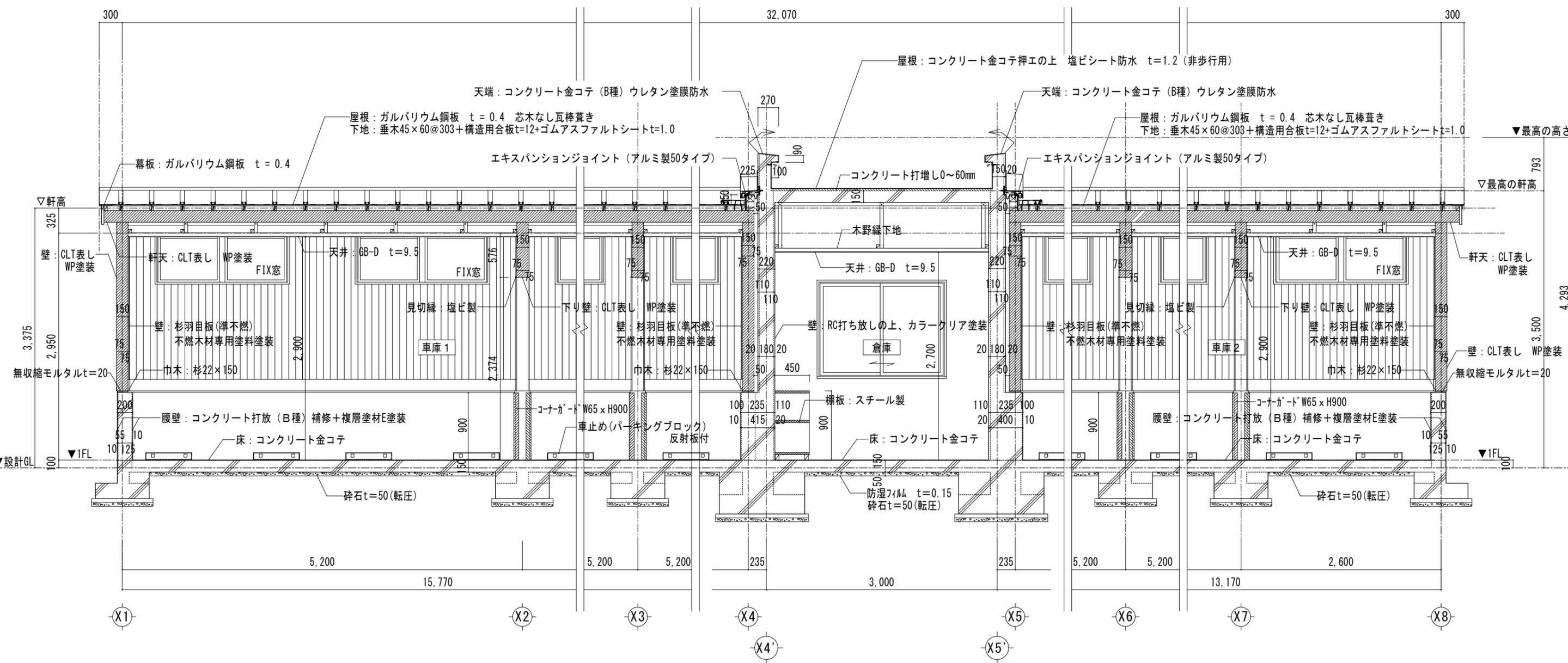


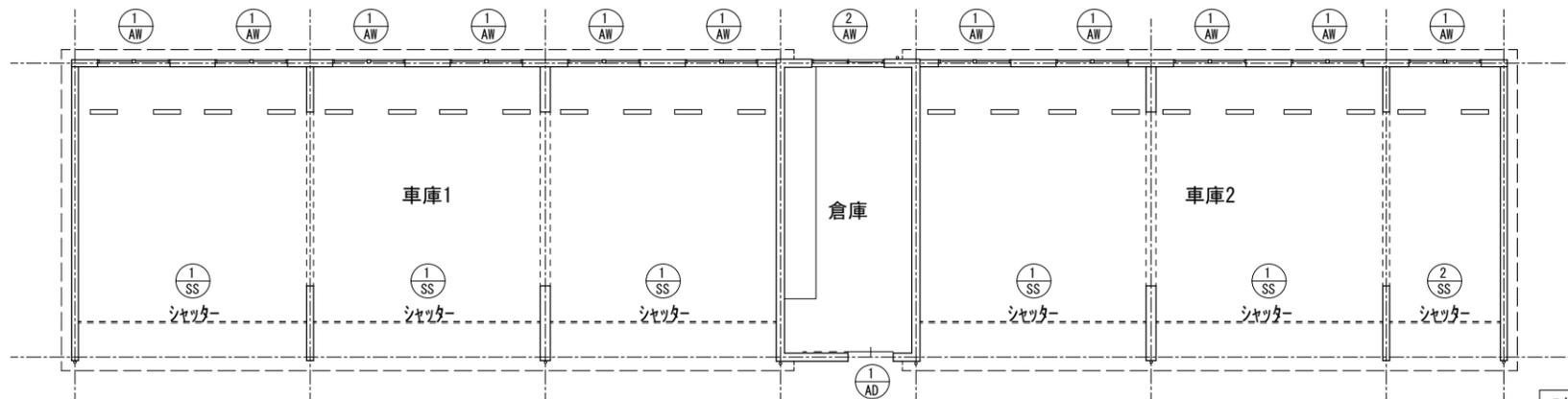
外部仕上表	
① 外壁: CLT表し WP塗装	⑨ シャッター縦見切: 杉 30×30 WP塗装
② 外壁: RC打ち放しの上、カラークリア塗装	⑩ オーバーフロー管 塩ビVPφ75打込み
③ 軒天: CLT表し WP塗装	⑪ 屋根: ガルバリウム鋼板 t=0.4 芯木なし瓦棒葺き
④ 幕板: ガルバリウム鋼板 t=0.4	⑫ 屋根: 塩ビシート防水 t=1.2 (非歩行用)
⑤ 軒樋: カラー硬質塩ビ W110	⑬ 天端: コンクリート金コテ (B種) ウレタン塗膜防水
⑥ 縦樋: カラー硬質塩ビパイプφ60 (φ75) (組み金物: SUS製@1,000以内)	⑭ エキスパンションジョイント: アルミ製50タイプ
⑦ 根廻り: コンクリート打放 (B種) 補修+カラークリア塗装、化粧目地@2,600内外	⑮ エキスパンション縦見切: 杉 90×35 WP塗装
⑧ サッシ廻り4周見切: 杉 25×60 WP塗装	











建具キープラン S=1/150

符号	①AW	車庫1・2	11ヶ所	②AW	倉庫	1ヶ所	①AD	倉庫	1ヶ所
姿図									
名称	見込	2連FIX窓	見込 70	引違い窓	見込 70	ハンガー片引きドア	ドア見込 45		
仕上	硝子	アルミカラー	F-4	アルミカラー	F-4	アルミカラー	F-4		
枠	沓摺	アルミ	-	アルミ	-	アルミ	-		
金物		アングル 他標準金物一式		クレセント・戸車・引手・アングル 他標準金物一式		引き戸錠・シリンダー錠・SUS引手 他標準金物一式			
備考		木製額縁 WP塗装		木製額縁 WP塗装					
符号	①SS	車庫1・2	5ヶ所	②SS	車庫2	1ヶ所			
姿図									
名称	見込	軽量バランスシャッター(手動)	見込 70	軽量バランスシャッター(手動)	見込 70				
仕上	硝子	スラット焼付塗装	-	スラット焼付塗装	-				
枠	沓摺	ステンレス(SUS304)	-	ステンレス(SUS304)	-				
金物		SUSガイドレール・SUSマグサ・シリンダー錠・シャッターBOX・SUS中柱 他標準金物一式		SUSガイドレール・SUSマグサ・シリンダー錠・シャッターBOX 他標準金物一式					
備考		木製縦見切材 WP塗装		木製縦見切材 WP塗装					

構造特記仕様書

・適用は口内に■印又はレ印を記入

・特記なき事項は、(一社)公共建築協会〔公共建築工事標準仕様書〕、日本建築学会〔鉄筋コンクリート造配筋指針〕、日本建築学会〔壁構造配筋指針〕による

1. 建物概要

Form for building overview including project name (九州森林管理局車庫), location (熊本市西区京町本丁2番7号), construction type (鉄筋コンクリート造), and other details.

2. 使用構造材料

Table for concrete materials (コンクリート) with columns for type, design strength, slab, admixtures, and usage.

軽量コンクリート比重 $\gamma =$
構造体強度補正值 (S) 普通ポルトランドセメント
打込みから材齢28日までの予想平均気温 (°C)

(2) コンクリートブロック
種類 □ A 種 □ B 種 □ C 種
厚さ □ 100 □ 120 □ 150 □ 190

Table for reinforcement materials (鉄筋) with columns for material, diameter, and usage.

Table for steel materials (鉄骨) with columns for material, usage, and notes.

(5) ボルト類 (特記なき高力ボルト・アンカーボルトは、S10T・SS400規格品とする)
高力ボルト □普通高力ボルトF10T □特殊高力ボルトS10T
アンカーボルト □SS400 □ABR400 □

3. 地業工事

(1) 地質調査資料
■ 有 (■ 敷地内 □ 近 隣)
■ ボーリング調査 □ 平板載荷試験
□ 水平地盤反力係数の測定 □ SWS

(2) 直接基礎
深 さ G L - 0.6 m ・支持層
長期許容地耐力 50 kN/m²
地盤改良 □ 有 () ■ 無

(3) 杭基礎 □ 別紙図面内特記による。

Table for pile foundations (杭基礎) with columns for pile type, material, and construction method.

杭仕様
・施工計画書承諾 (□ 有 □ 無) ・施工結果報告書 (□ 有 □ 無)

Table for reinforcement concrete work (鉄筋コンクリート工事) with columns for pile diameter, long-term support, and notes.

4. 鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート
a) コンクリートはJIS認定工場の製品とし、施工に関してはJASS5による。
b) セメントはJIS R5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。

(2) 鉄筋
a) 鉄筋はJIS G3112の規格品とする。
b) D19未満は、全て重ね継手とする。継手(D19以上)をガス圧接とする場合は下記による。

(3) 型枠
a) 材料 合版厚 12mmを標準とする。
b) 型枠最小存置期間

Table for curing periods (型枠) with columns for concrete type, curing period, and design strength.

注) 1. 片持ち梁、庇、スパン9.0m以上の梁下は、工事監理者の指示による。
注) 2. 大梁の支柱の盛り替えは行わない。また、その他の梁の場合も、盛り替えは原則として行わない。

5. 鉄骨工事

(1) 工事監理者の承諾を必要とするもの
■ 製作工場 ■ 製作要領書 □ 工作図 □ 施工計画書
□ 認定または登録工場 (大臣認定 ・ □ H ・ □ M ・ □ R ・ □ J グレード)

6. 設備関係

(1) 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。設ける場合は設計者の承諾を得ること。
(2) 設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承諾を得ること。
(3) 床スラブ内に設備配管を埋め込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし、管の間隔を5cm以上とする。

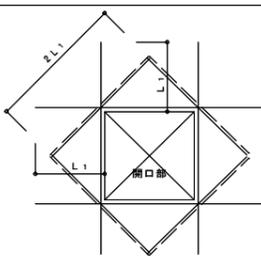
7. その他

■ 各試験及び検査は、事前に工事監理者に連絡すること。
□ 各試験の供試体は、公的機関にて試験を行い、工事監理者に報告すること。

鉄筋コンクリート造 (壁式構造) - 2

日本建築学会「壁構造配筋指針」及び「公共建築工事標準仕様書」に準ずる。

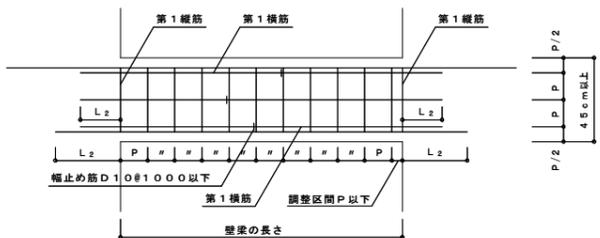
(6) 斜開口補強



6. 壁梁

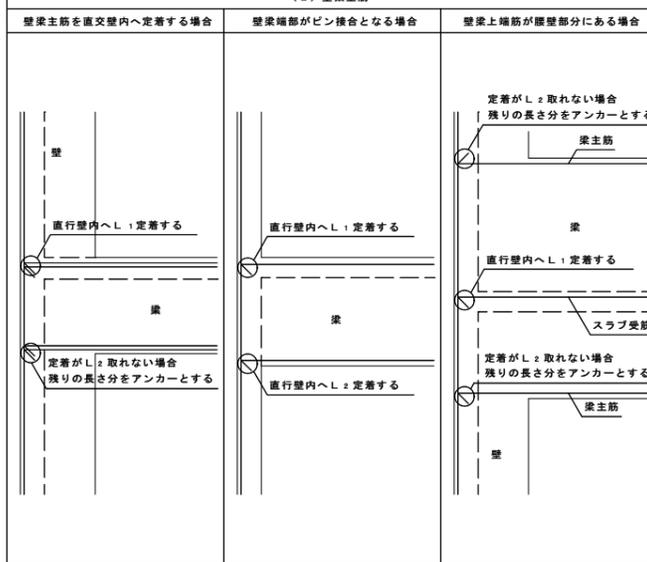
(1) 壁梁の標準配筋図・壁梁の範囲

- (a) 壁梁の主筋の重ね継ぎ手は、原則として梁の中間部には設けないものとする。
- (b) 上端筋は通し筋配筋とする。

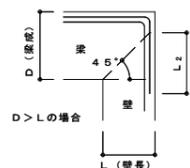


(2) 壁梁の端部定着

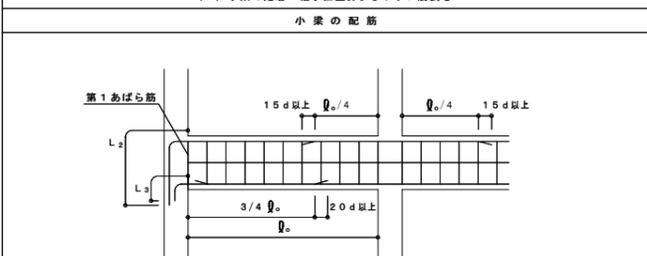
(a) 壁梁主筋



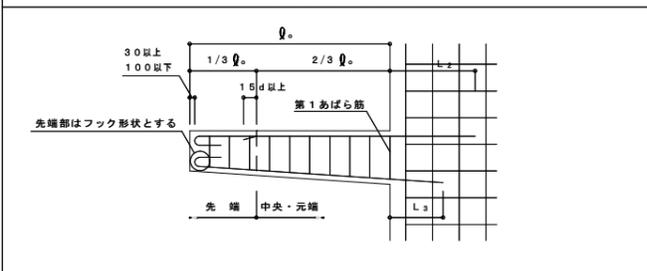
(b) 最上階壁梁定着長さ



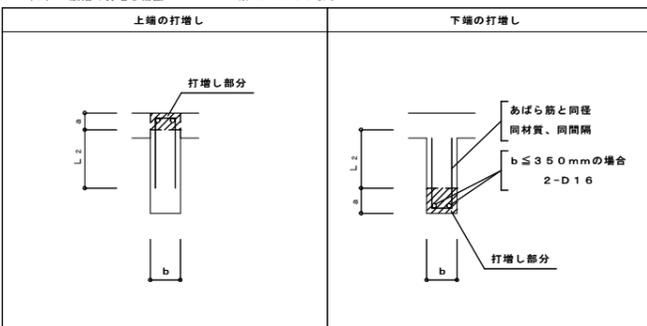
(c) 小梁の定着・継手位置およびトップ筋長さ



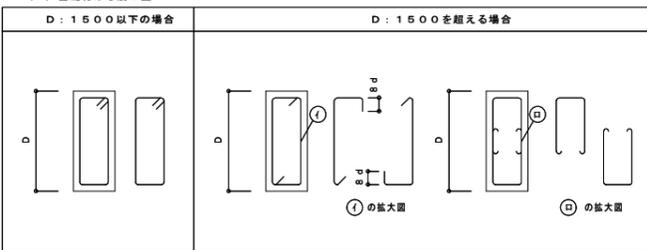
(d) 片持ち梁の配筋



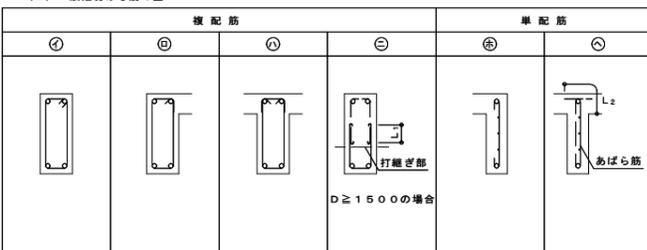
(3) 一般階の打増し補強 ※ a > 150以下



(4) 基礎あばら筋の型



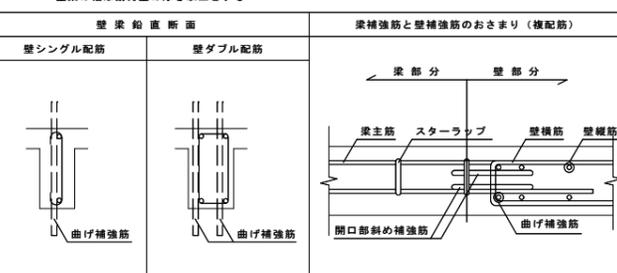
(5) 一般階あばら筋の型



- (a) 原則として ㊸ のフック先曲げとする。片側床版付 (L型) 梁で ㊹、両側床版付 (T型) 梁で ハ㊺ することができる。
- (b) フックの位置は ㊸ には交互、㊹ ㊺ にはスラブ側とする。
- (c) ㊸ では、あばら筋の継手は 90°、135° フックとしてよい。

(4) 壁梁と壁のおさまり

壁梁の幅は耐力壁の厚さ以上とする

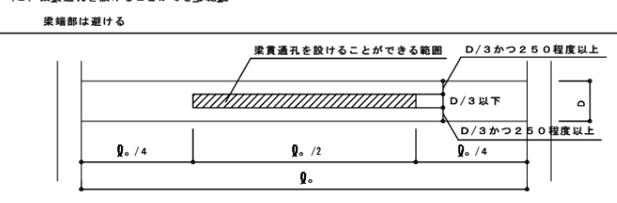


7. 梁貫通孔補強

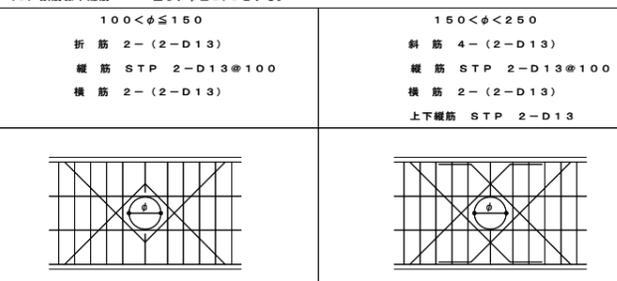
(1) 既製品 (使用する時には、設計者又は工事管理者と打合せのこと)

- リング型 ロパイプ型 金網型 プレート型

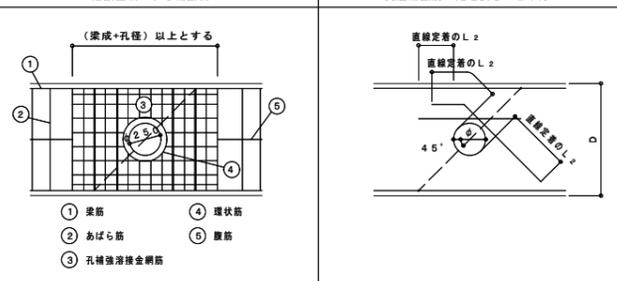
(2) 梁貫通孔を設けることができる範囲



(3) 鉄筋標準配筋 但し、φ ≤ D/3とする。



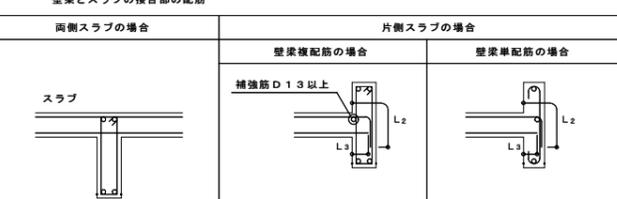
溶接金網による補強例



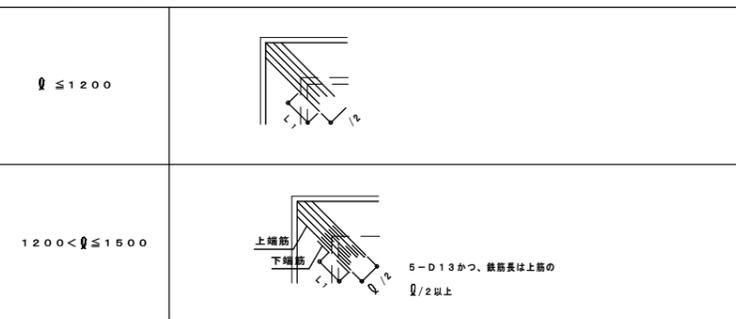
8. 床・屋根スラブ、片持ちスラブ

(1) 壁梁と床・屋根スラブ

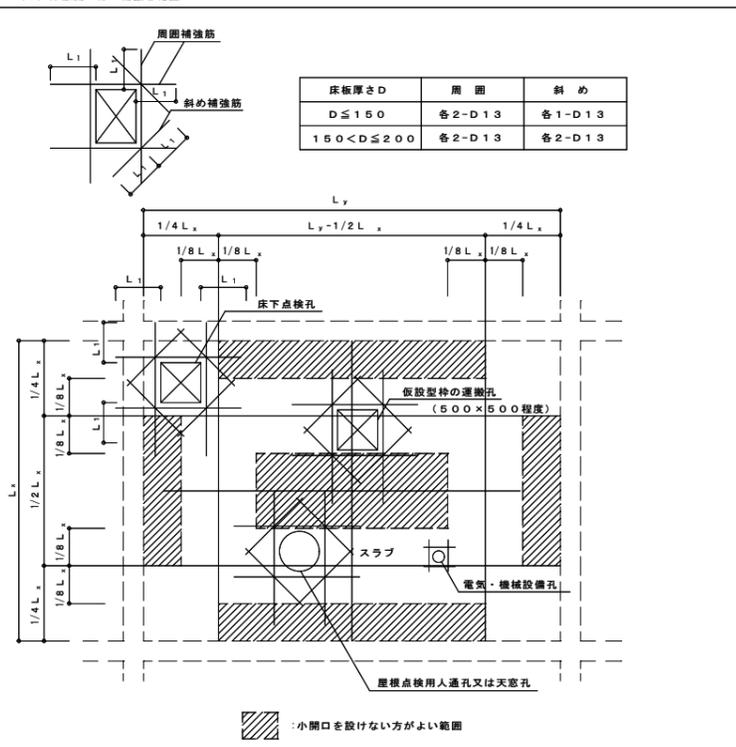
壁梁とスラブの接合部の配筋



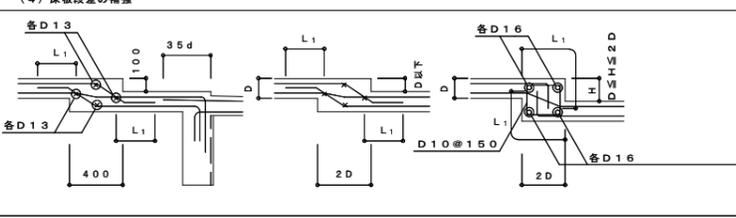
(2) 片持ちスラブ出隅部補強



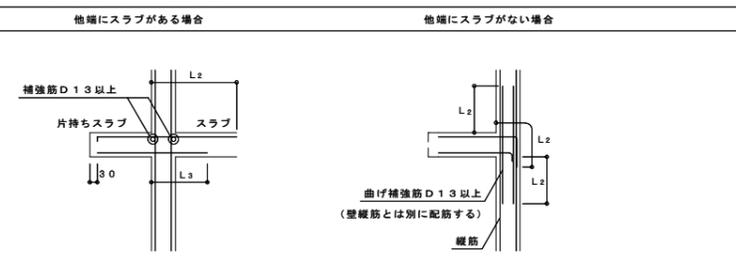
(3) 床版開口部の補強と範囲



(4) 床版段差の補強

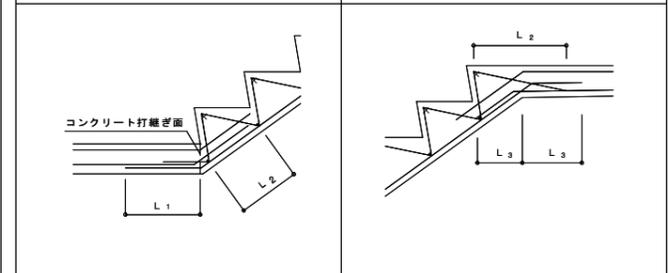
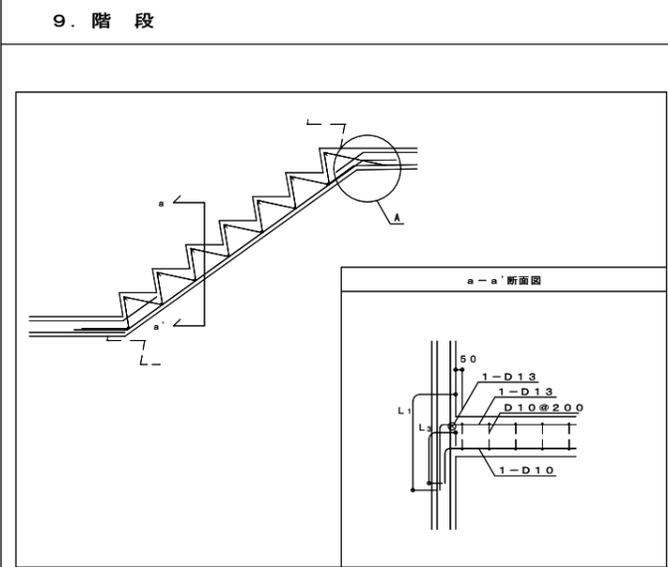
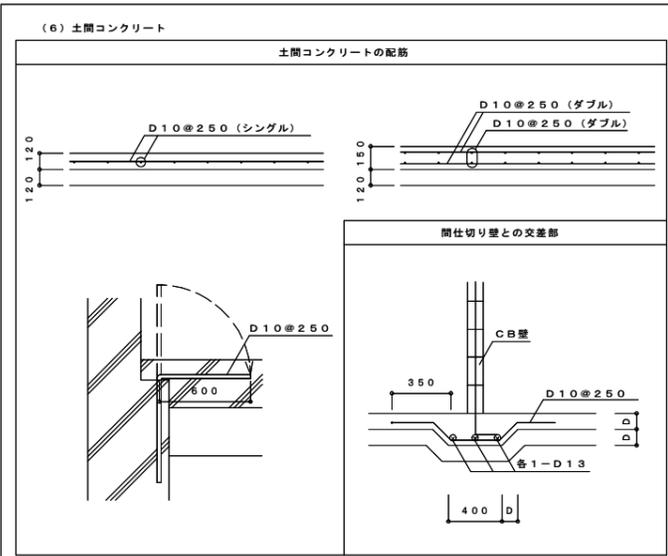


(5) 耐力壁と床スラブの交差部の配筋

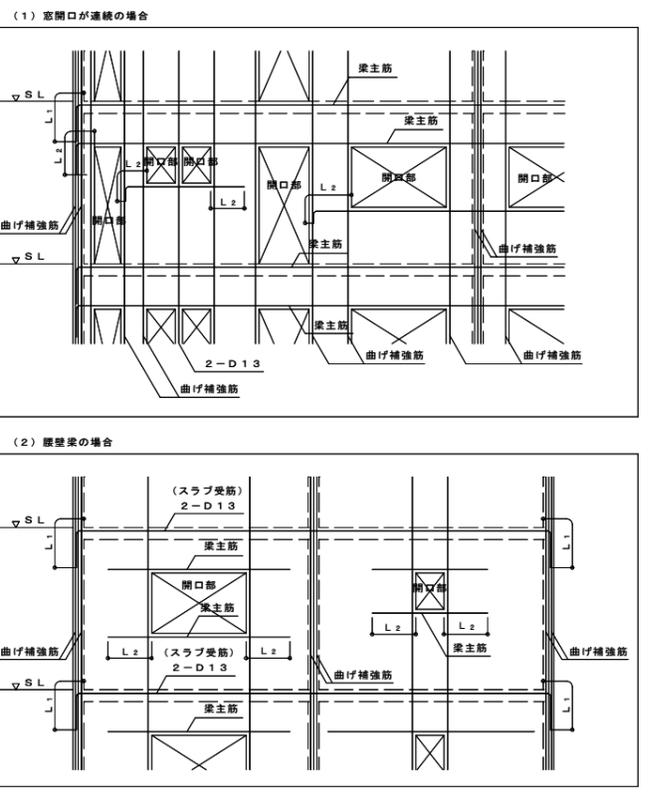


鉄筋コンクリート造 (壁式構造) - 3

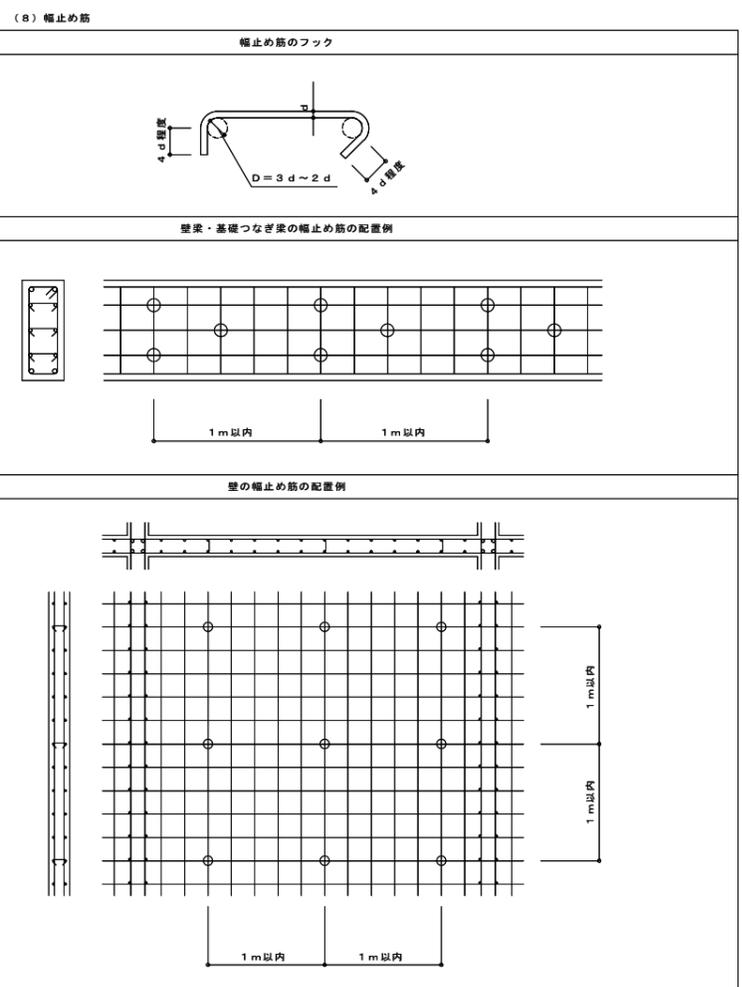
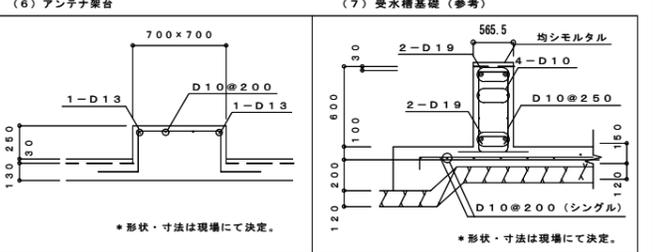
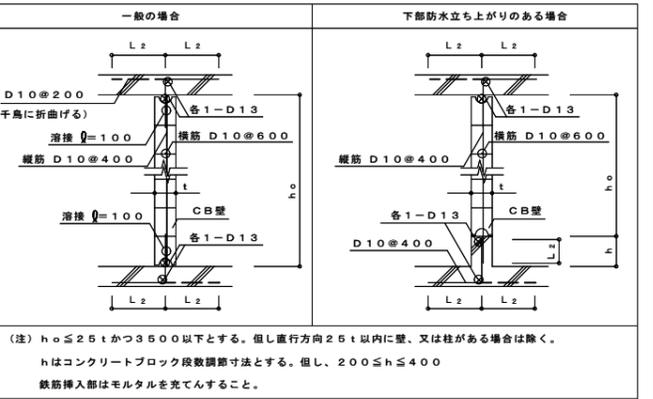
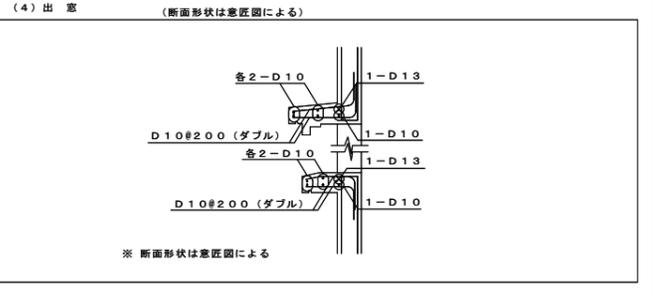
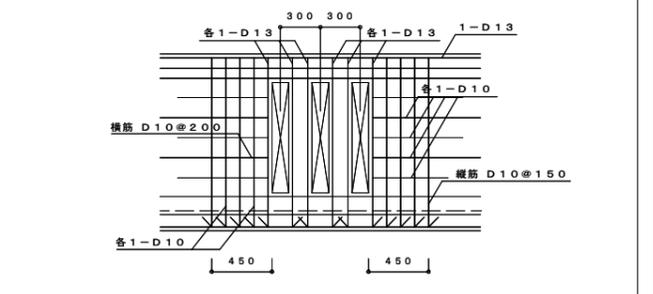
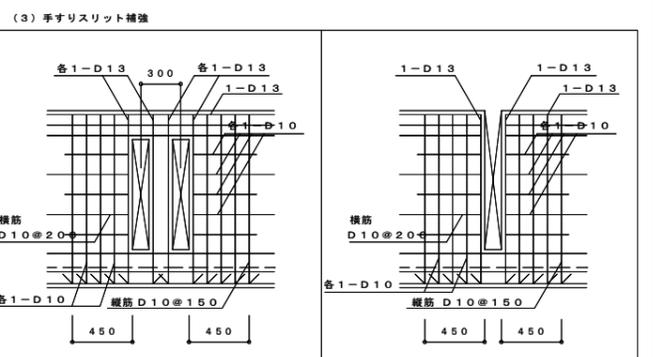
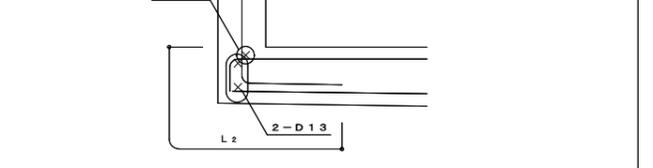
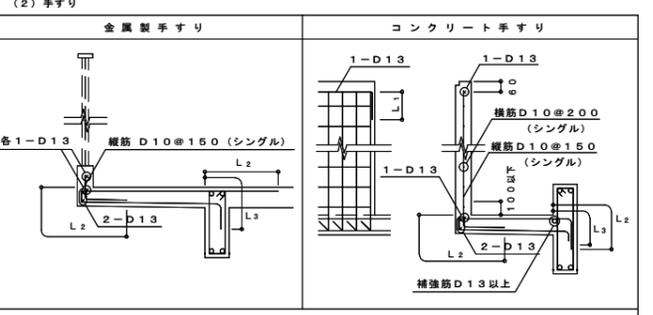
日本建築学会「壁構造配筋指針」及び「公共建築工事標準仕様書」に準ずる。

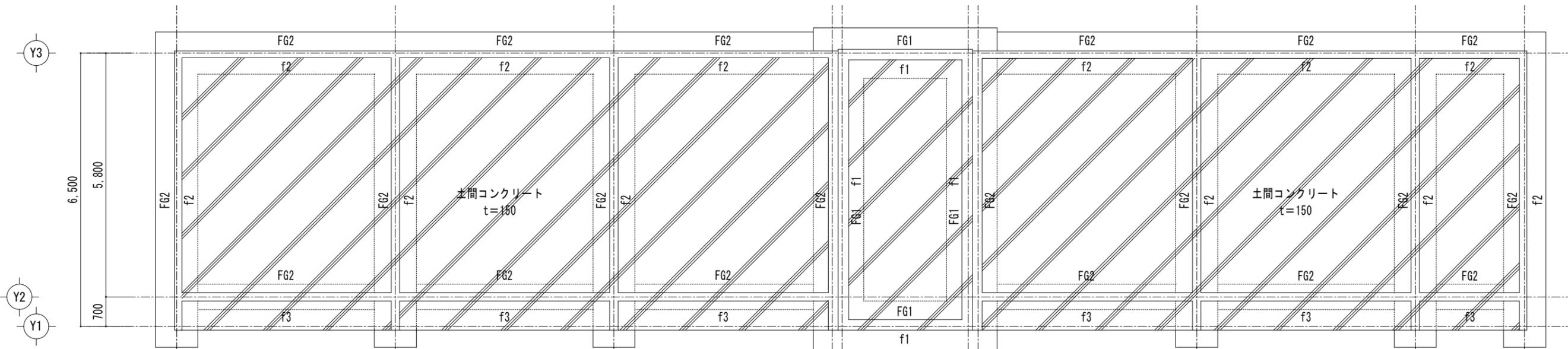


10. 梁主筋及び曲げ補強筋配筋要領

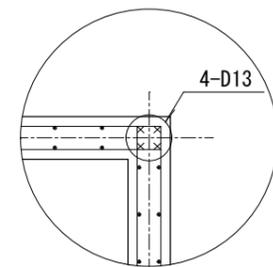


11. その他

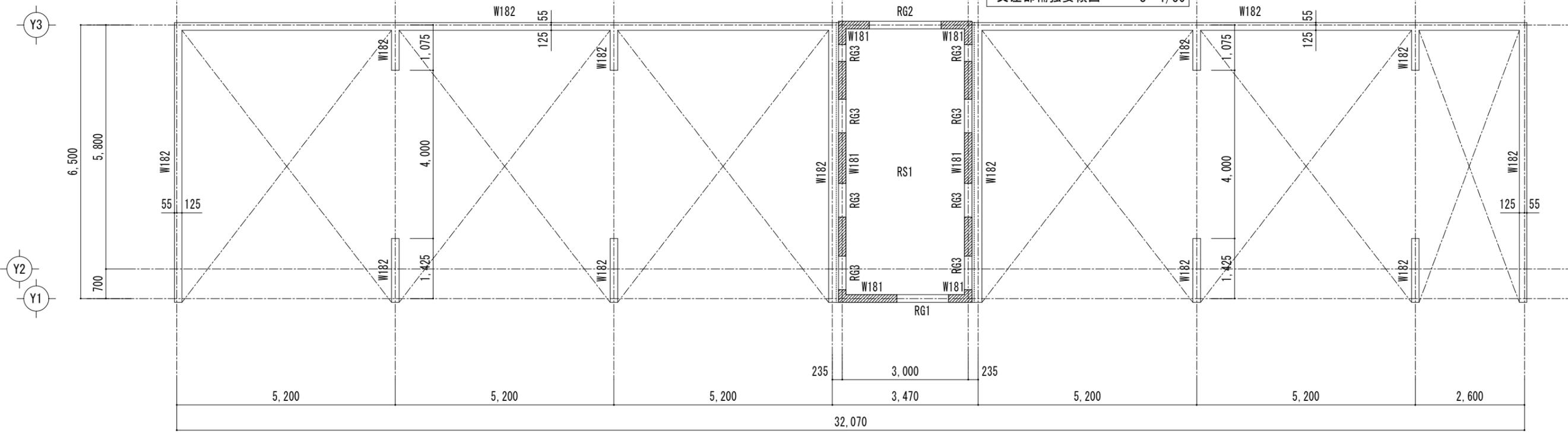




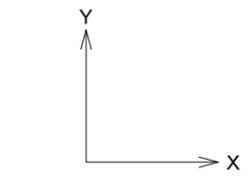
基礎・土間伏図 S=1/100
 ※長期必要地耐力：50kN/m²以上

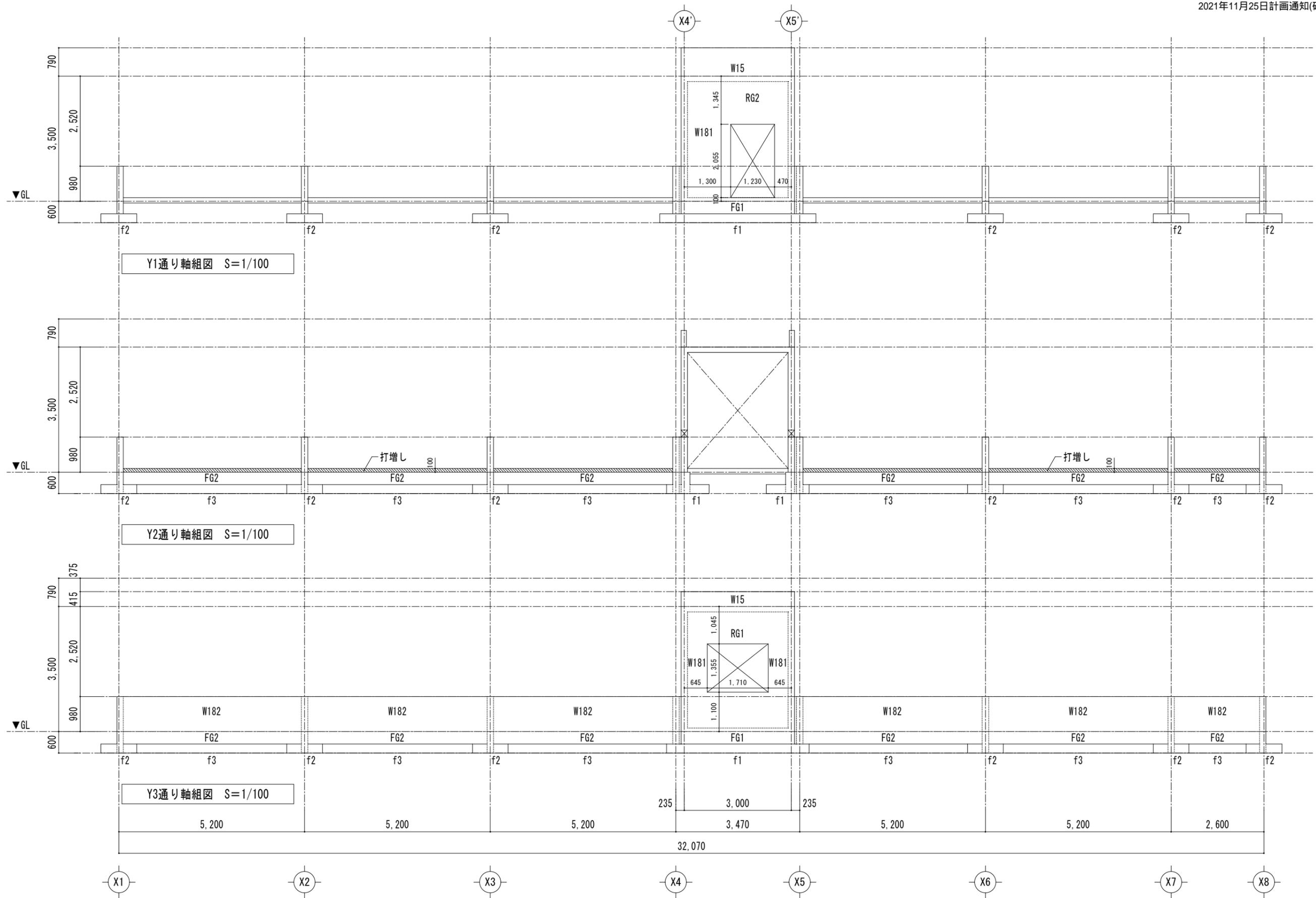


交差部補強要領図 S=1/30



1階壁・梁伏図 S=1/100
 ※W182はGL+980までの自立壁を示す。





Y1通り軸組図 S=1/100

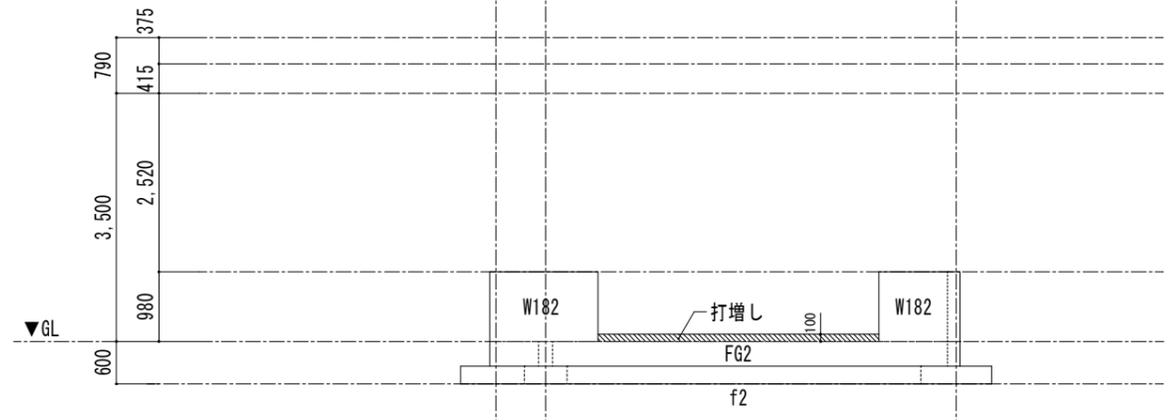
Y2通り軸組図 S=1/100

Y3通り軸組図 S=1/100



X1・8通り軸組図 S=1/100

X4・5通り軸組図 S=1/100

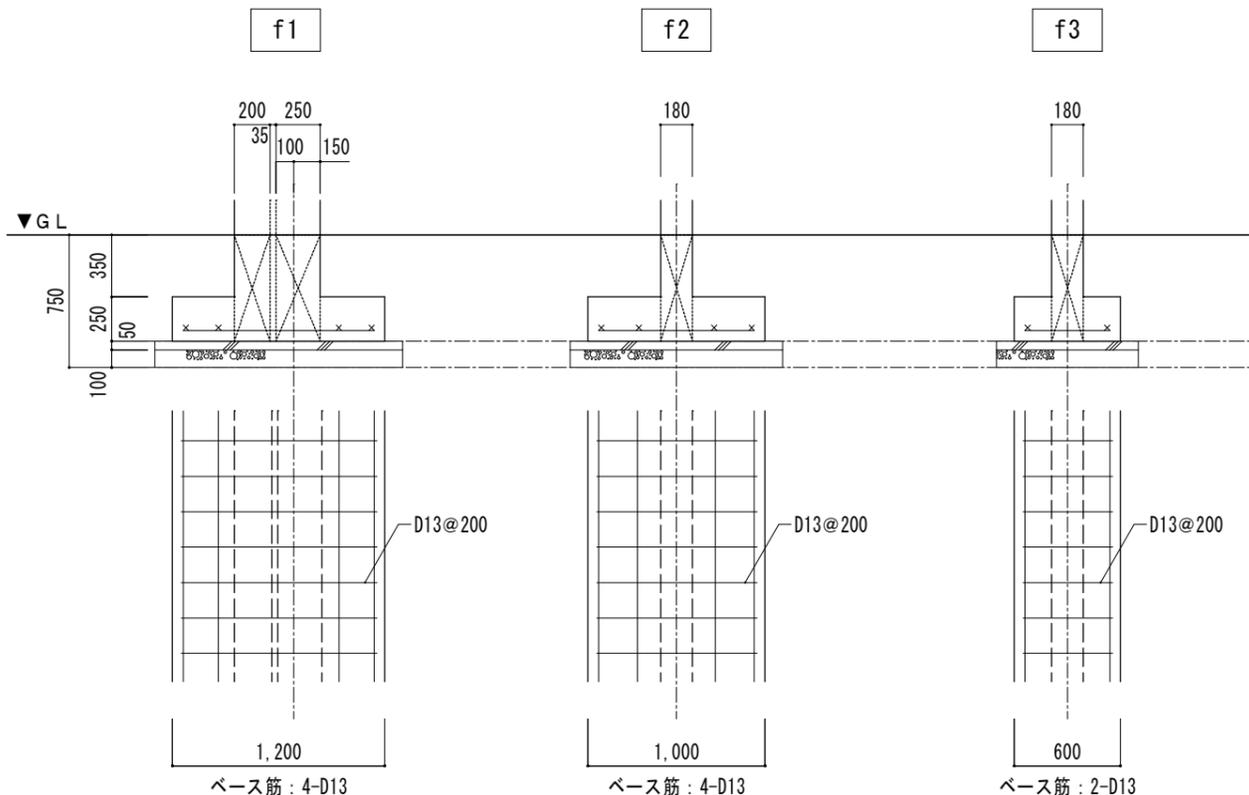


X2・3・6・7通り軸組図 S=1/100



布基礎詳細図 S=1/40

※基礎及び土間下埋め戻し部分は、300mm程度毎に十分転圧を行う事。



地中梁リスト S=1/40

符号	FG1	FG2
位置	全断面	全断面
断面		
B × D	250 × 600	180 × 600
上端筋	2-D16	2-D13
下端筋	2-D16	2-D13
S T P	D10@200	D10@200
腹筋	2-D10	2-D10

壁リスト S=1/40

開口補強筋の縦筋は、曲げ補強筋を示す。
ダブル配筋の場合巾止め筋はD10@1000以下とする。

符号	W15	W181・W182	開口補強要領
断面			
壁厚	150	180	
配筋タイプ	シングル	ダブル	
縦筋	D10@200	D10@200	
横筋	D10@200	D10@200	
開口補強	縦筋	1-D13	2-D13
	横筋	1-D13	2-D13
	斜め筋	1-D13	2-D13

スラブリスト

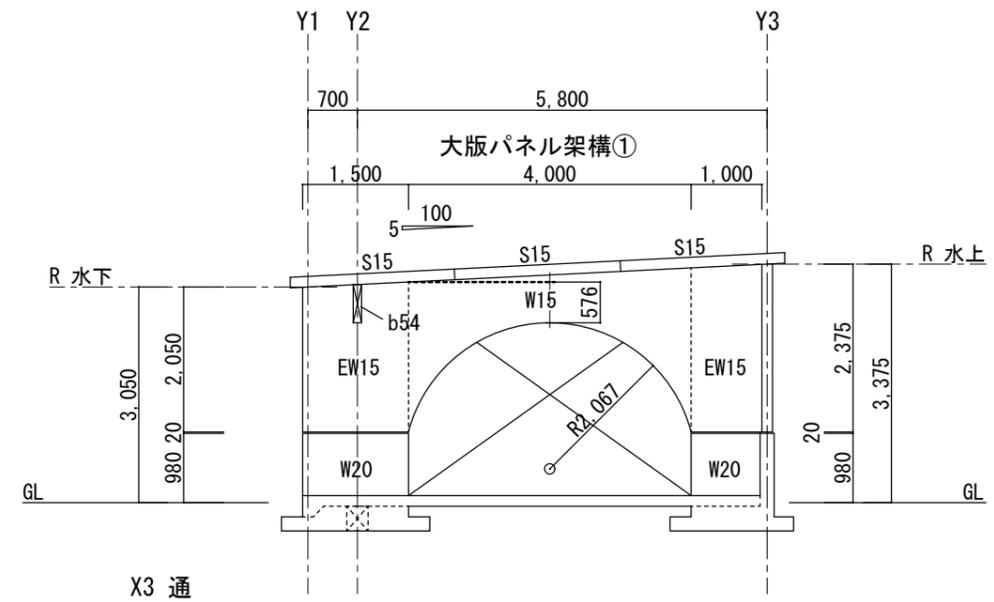
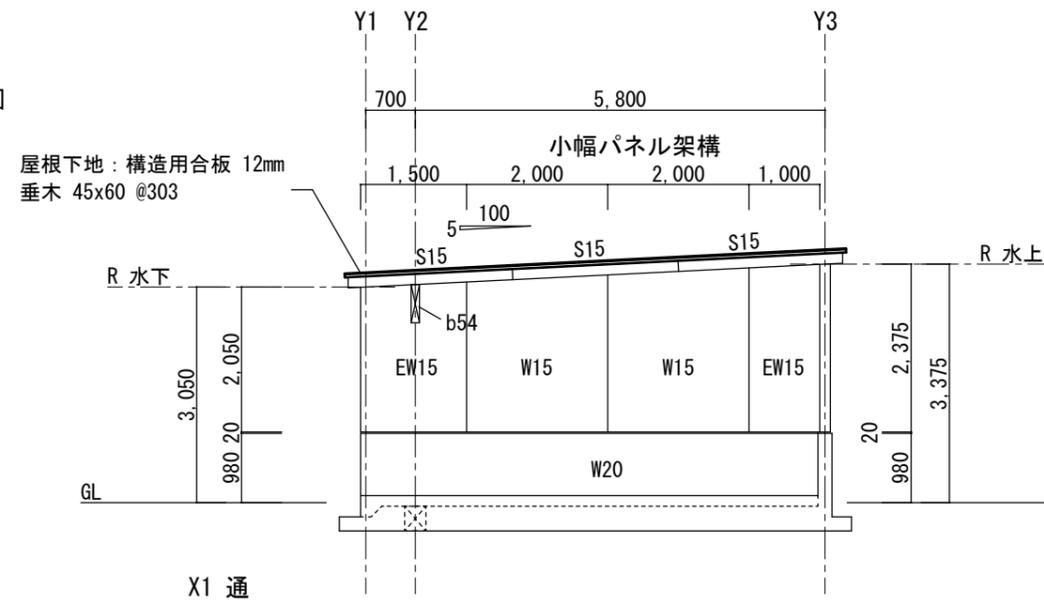
符号	厚さ	位置	短辺方向 (主筋方向)	長辺方向 (配力筋方向)
			全断面	全断面
RS1	150	上端筋 下端筋	D10@200 D10@200	D10@200 D10@200
土間	150		D10@150	D10@150

梁リスト S=1/40

※は@300以内とする

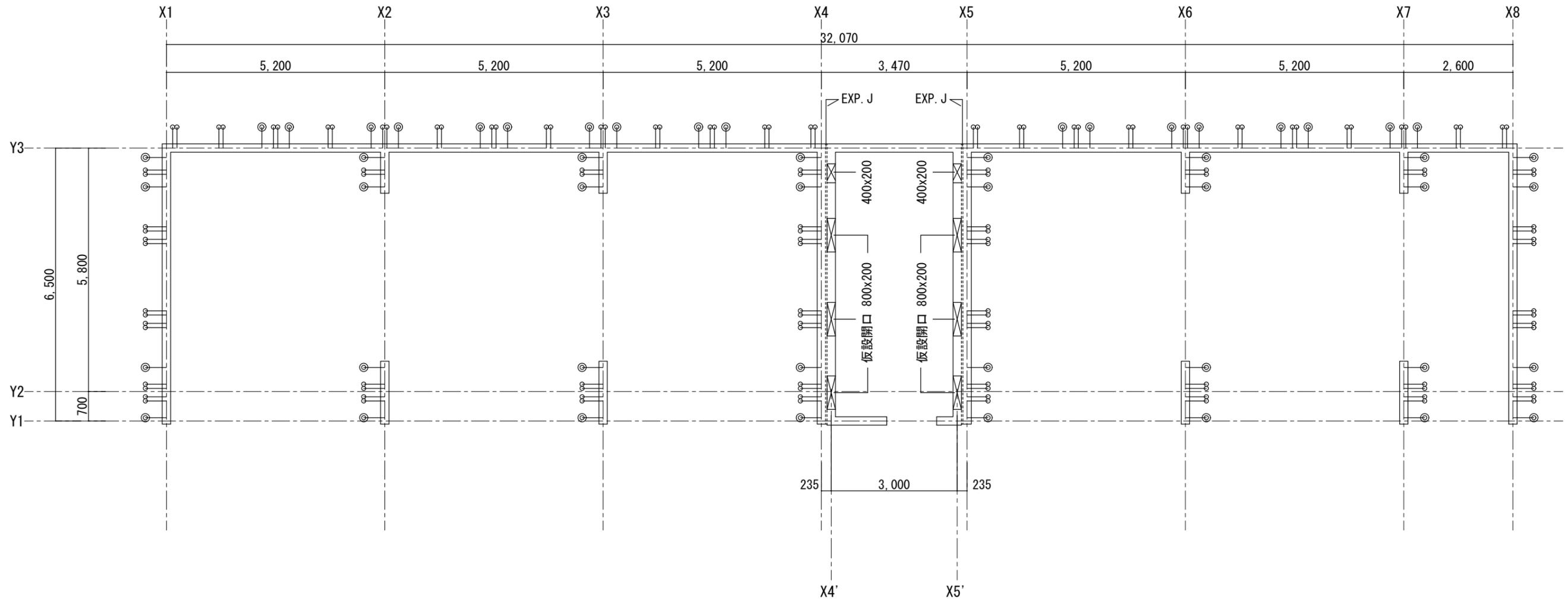
符号	RG1	RG2	RG3
位置	全断面	全断面	全断面
断面			
B × D	180 × 1300	180 × 1000	180 × 2300
上端筋	2-D13	2-D13	2-D13
下端筋	2-D13	2-D13	2-D13
S T P	D10@200	D10@200	D10@200
腹筋	10-D10	8-D10	16-D10

レベル図



木質部材リスト TH、HDP、TK は 標準接合金物(既成品)

符号	断面 (mm)	材種	接合金物	備考
b54	120 × 540	すぎ E65-F225	製合金物、TH-33+TH-18	使用環境 A
EW15、W15	150 5-5	すぎ S60 A	引きボルト、X マーク金物	使用環境 B
S15	150 5-5	すぎ S60 A		使用環境 B
垂木	45 × 60 @303	すぎ製材 無等級	TK2	
PW12	12	構造用合板 2級	N50 @150	特類



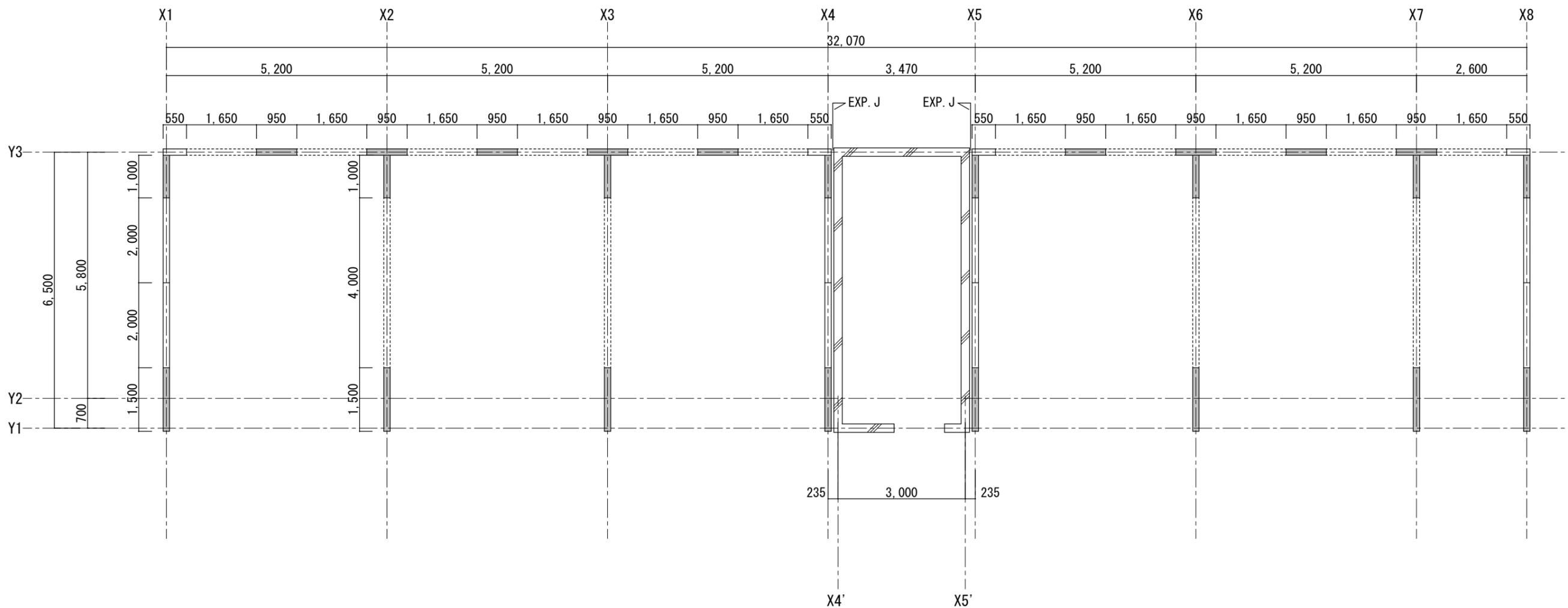
アンカープラン

特記なき限り

基礎立上り天端レベル GL+980、壁脚下端レベル GL+1,000

◎印は 壁脚引きボルト M16 位置を示す

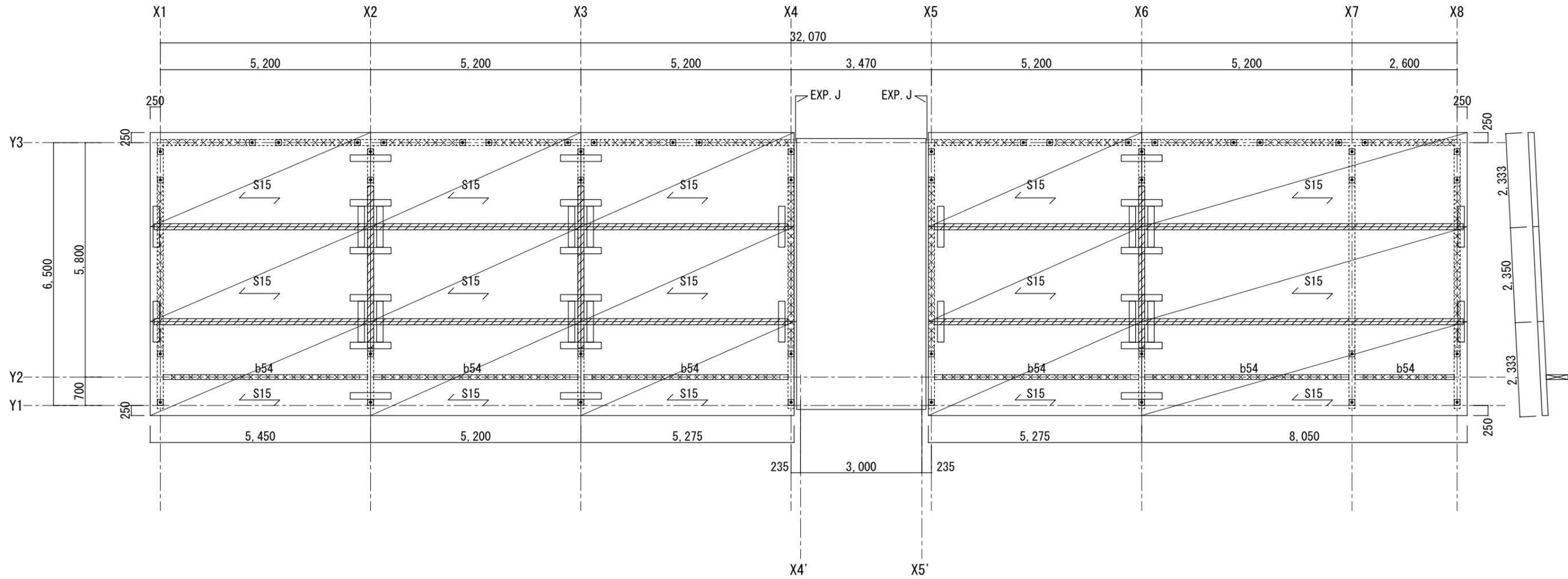
○印は 壁脚せん断金物アンカーボルト M16 位置を示す



壁 伏 図

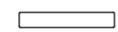
特記なき限り

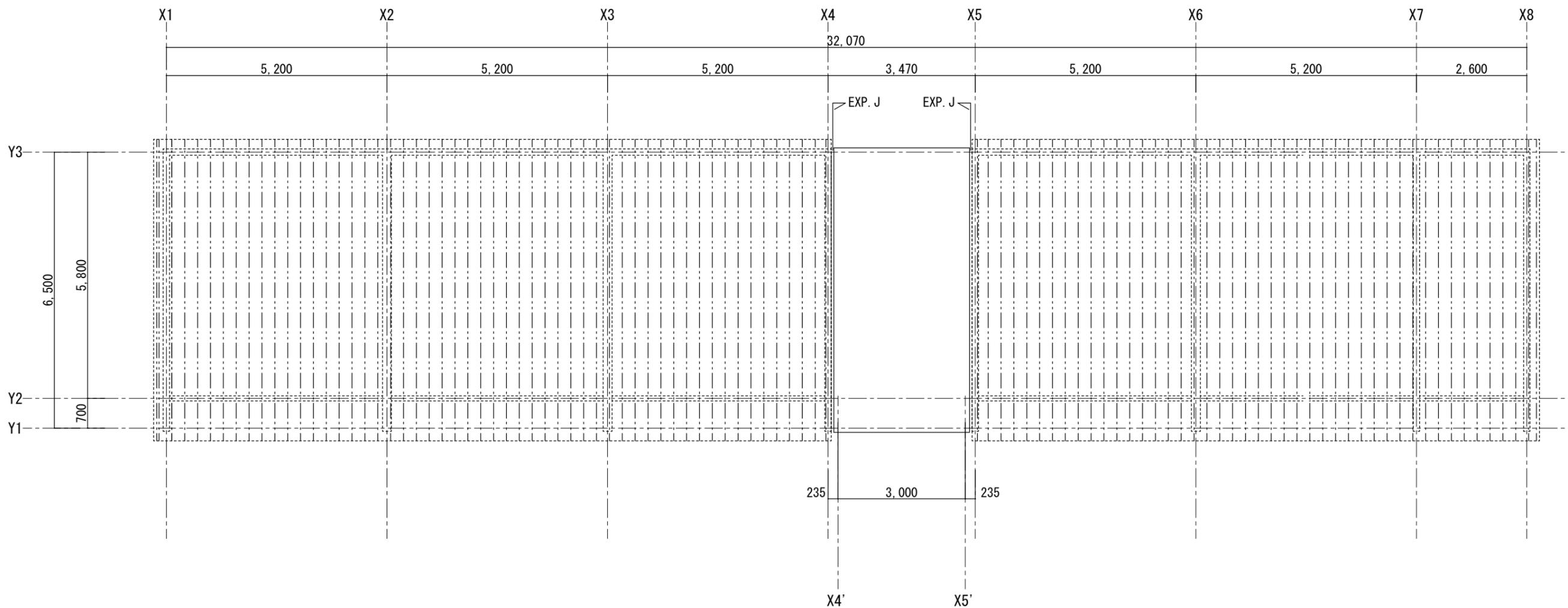
- 印は 壁符号 EW15
- 印は 壁符号 W15
- 印は 壁符号 W15 腰壁・垂壁



軒伏図

特記なき限り

-  印は 開き止め帯金物 STF 位置を示す
-  印は スプライン接合部の位置を示す
-  印は S15-W15 を 構造用ビスφ8-@200(L=240:HBS、L=260:PS) で 留める位置を示す

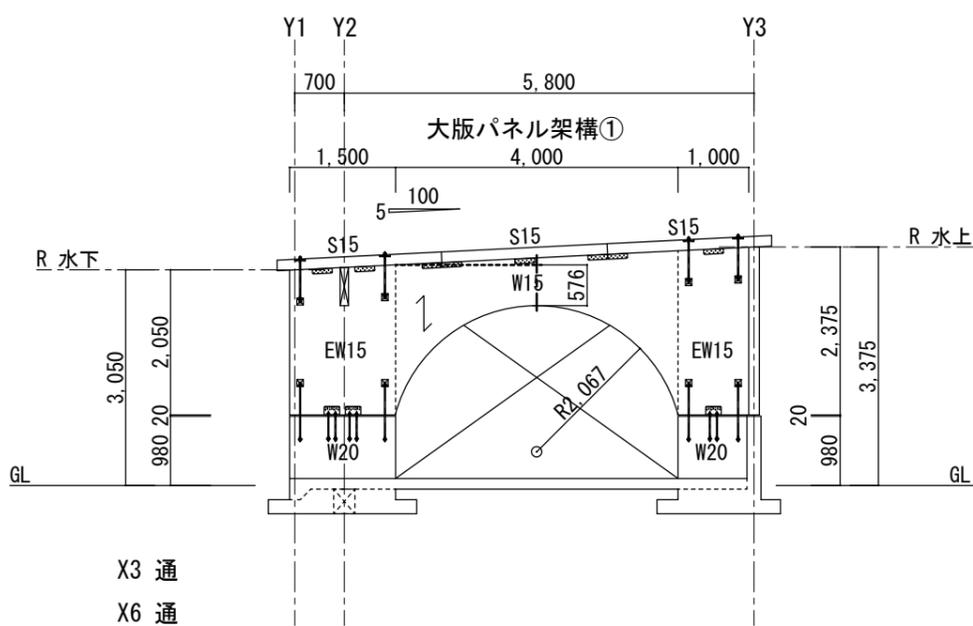
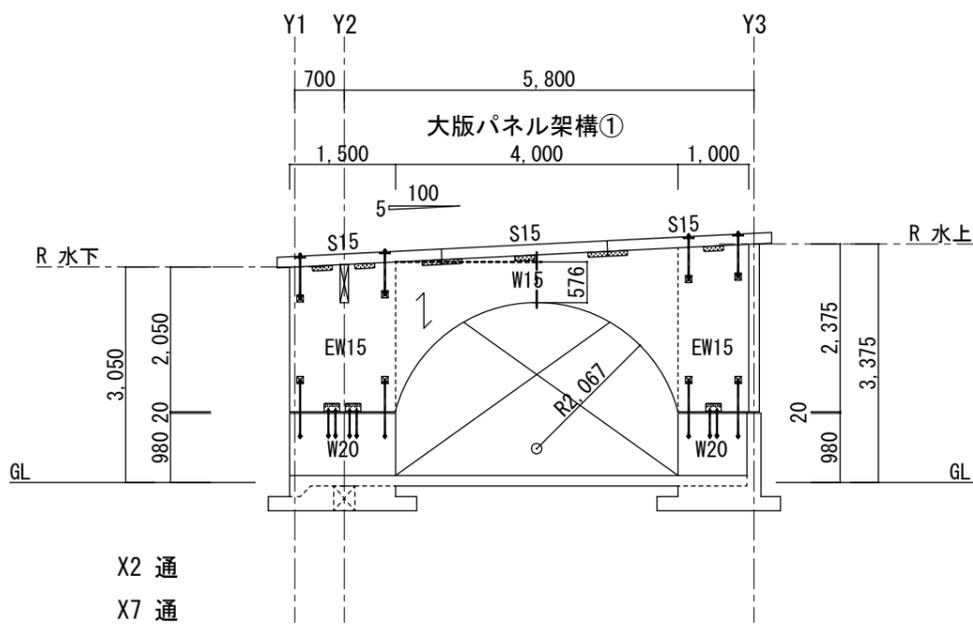
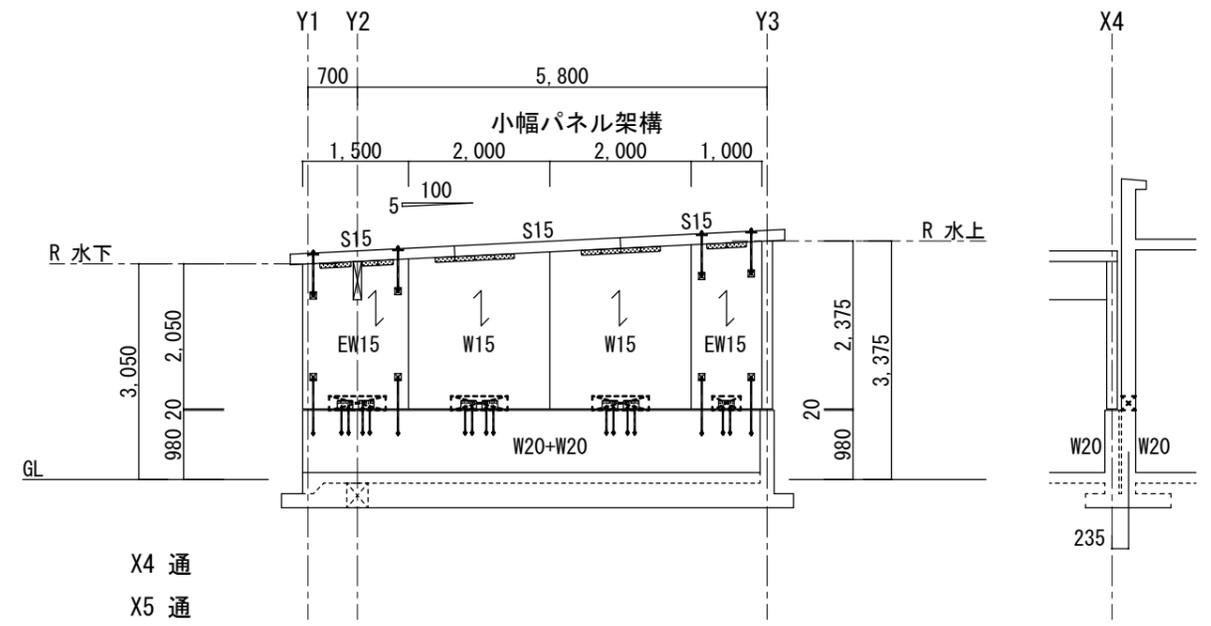
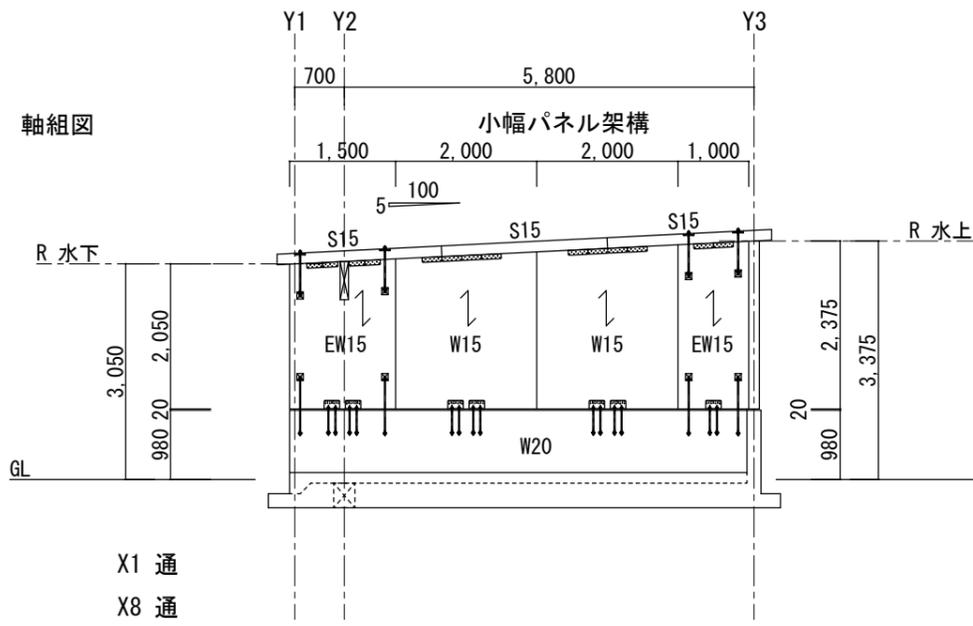


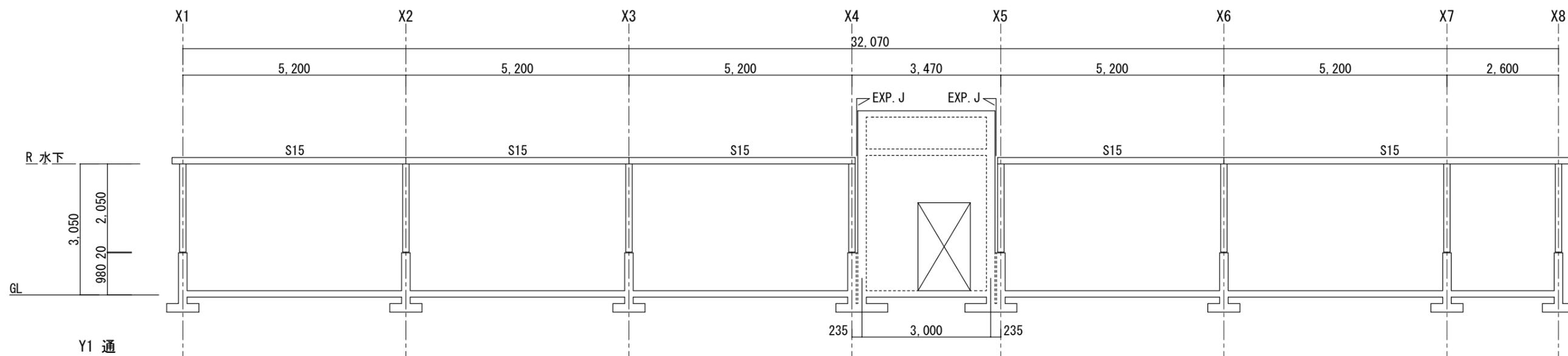
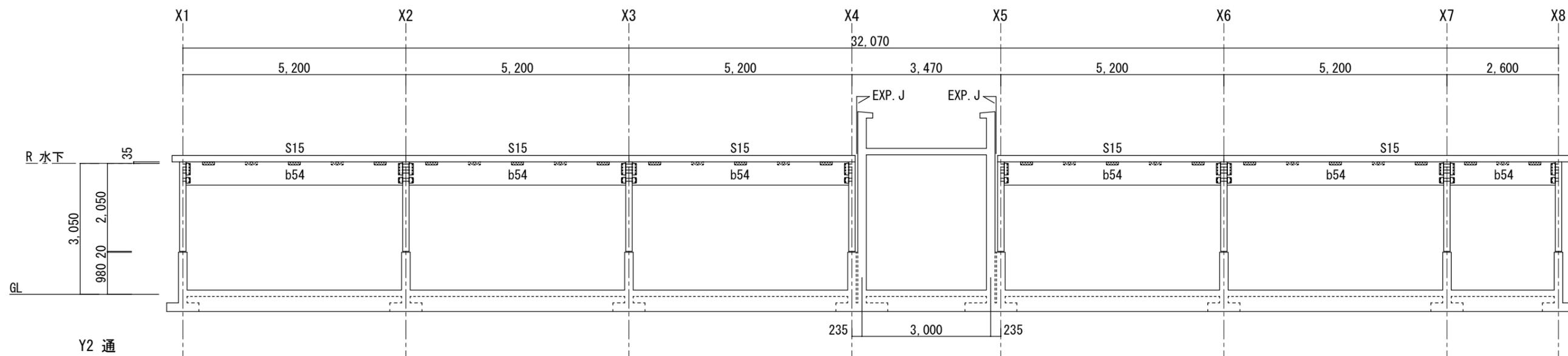
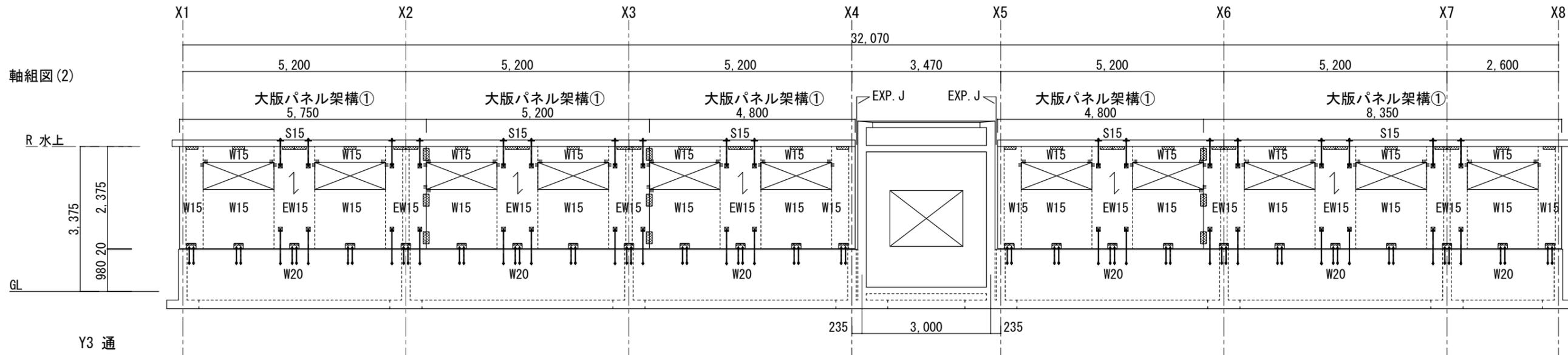
小屋伏図

特記なき限り

屋根下地 構造用合板 12mm

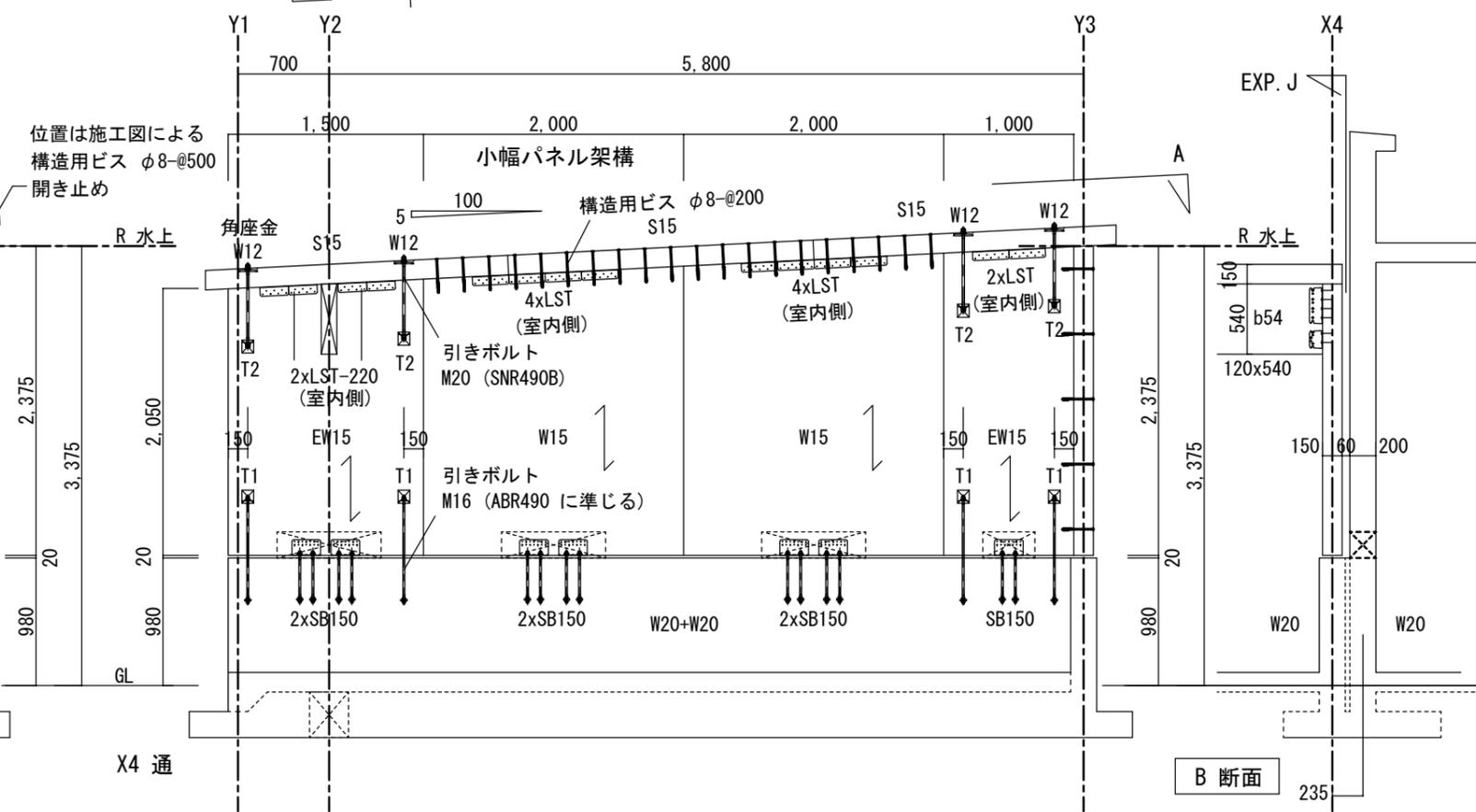
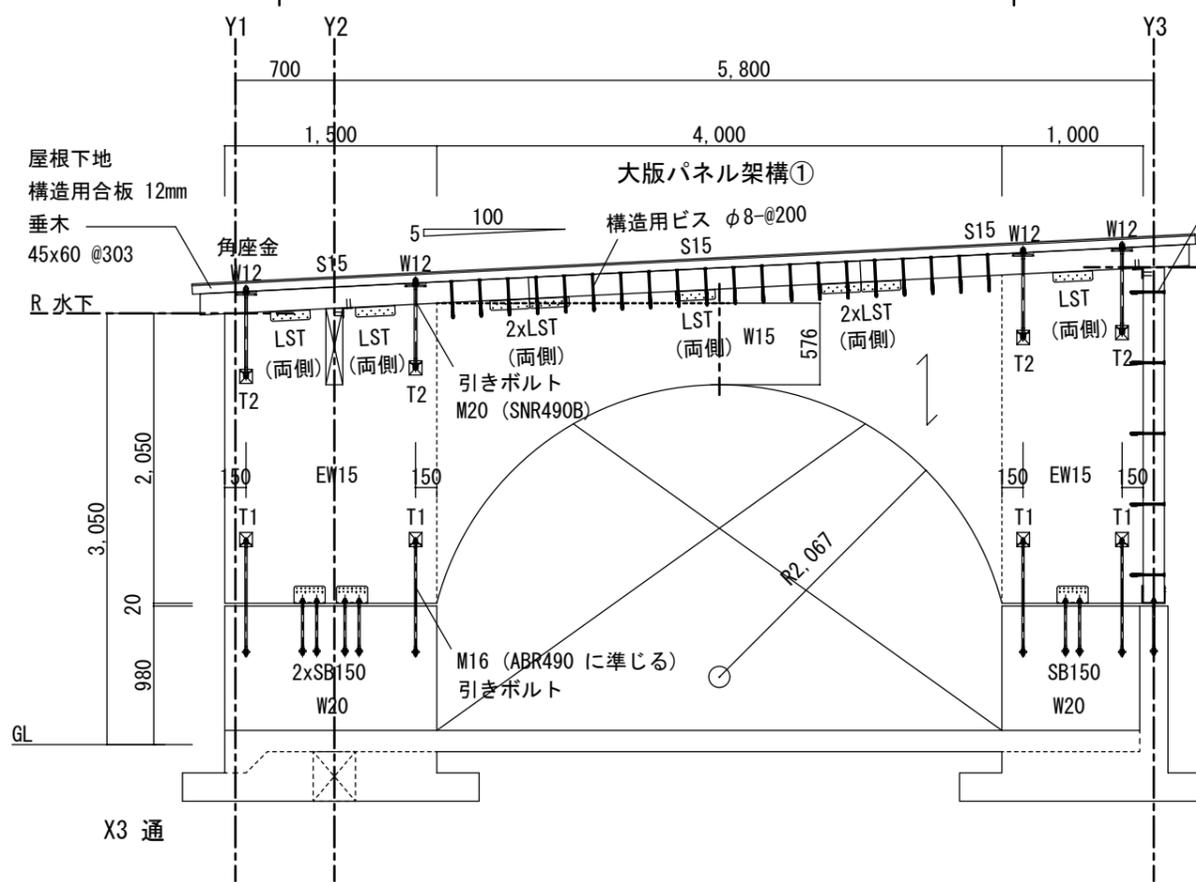
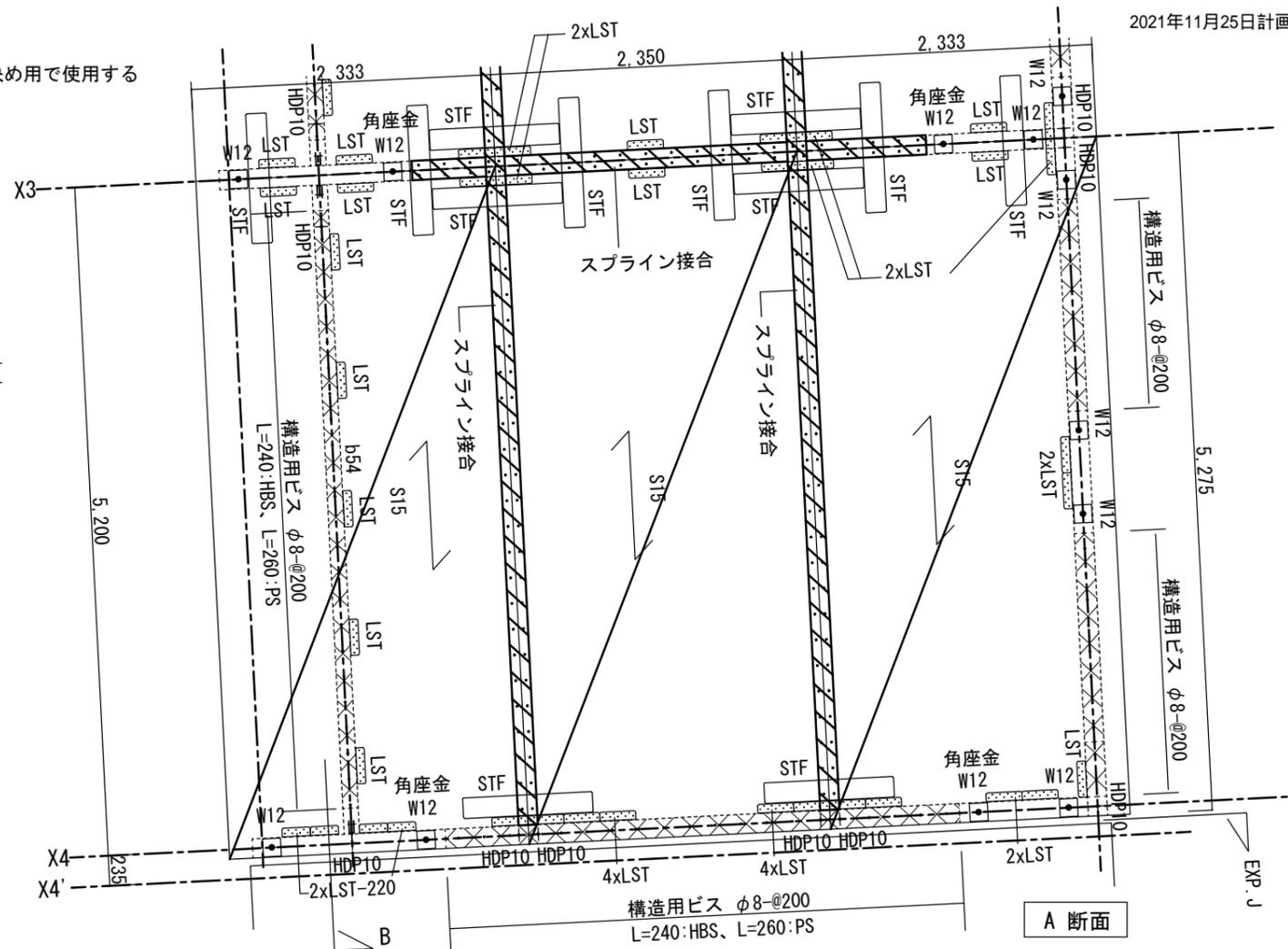
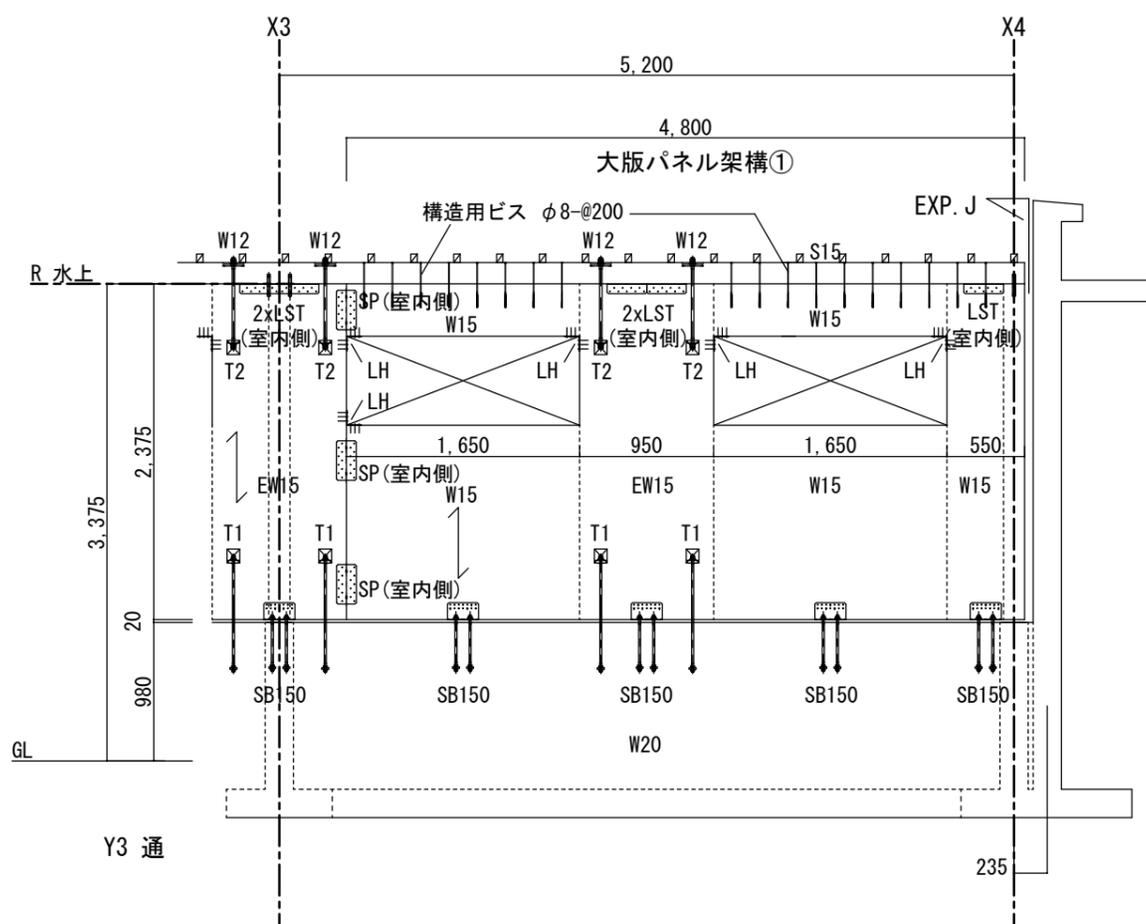
垂木 45x60 @303





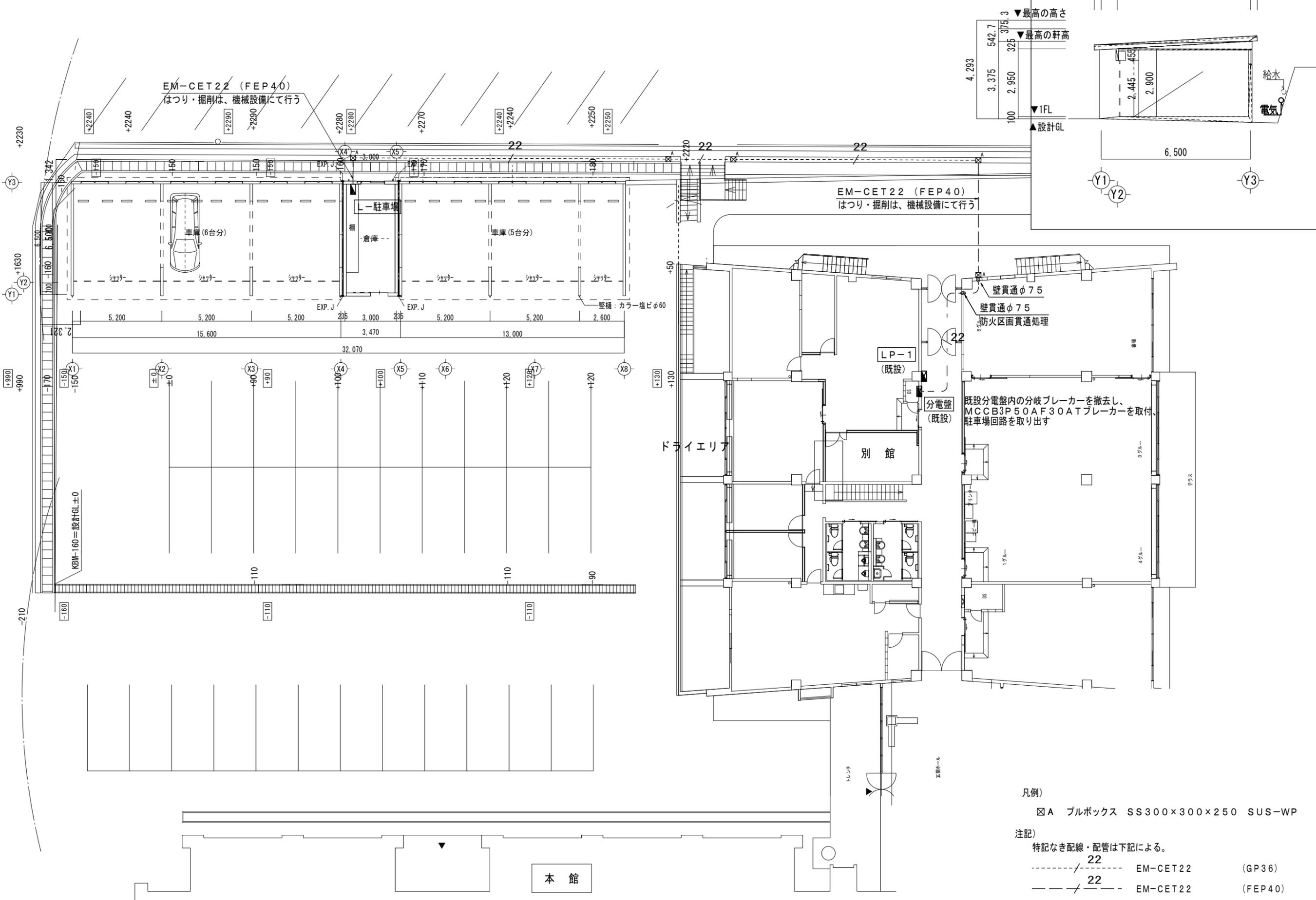
フレーム詳細図

軒先の形状、寸法は施工図により決定する。 HDP10 は 補助材とし、屋根パネルの位置決め用で使用する



章	項目	特記事項																																																								
4 特 記 事 項	○1 機器等の配置	設計図に示して機器の配置は、数量及び取付位置のみを示し、正確な位置はさらに打合せを必要とする。																																																								
	○2 機材等の検査及び取替	検査及び取替を行うべき機材等は、標準仕様書によるほか、監督員の指示による。																																																								
	○3 規格法規等	電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を遵守して完全に施工すること。																																																								
	○4 容量などの表示	(1) 機器の能力、容量等（電動機出力を除く）は原則として表示された数値以上とする (2) 電動機出力は原則として表示された数値以下の電力とする																																																								
	○5 取替施工	(1) 機器の能力の取替は、次の示す事項を除き、すべて「建築設備取替設計・施工指針（独立行政法人建築研究所編 2014年版）」による ①設計用水平地耐力 機器の重量 [kN] に、設計用取替水平地耐力を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用取替水平地耐力は、下記による。 ※地耐力係数 $\gamma=1.0$ としている 取替用取替水平地耐力 (kPa) ※該当する施設に○をつけること <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">特 定 の 施 設 (前掲クラス)</th> <th colspan="4">一 般 の 施 設 (前掲クラス)</th> </tr> <tr> <th>機器類</th> <th>電気設備 (金属管等)</th> <th>ケーブルラック</th> <th>電気設備 (金属管等)</th> <th>機器類</th> <th>ケーブルラック</th> <th>電気設備 (金属管等)</th> <th>機器類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層部、屋上及び階層</td> <td>2.0</td> <td>12m以内ごとに4箇所支持</td> <td>6m以内ごとに3箇所支持</td> <td>S4鋼管支持</td> <td>1.5</td> <td>12m以内ごとに4箇所支持</td> <td>6m以内ごとに4箇所支持</td> <td>A鋼管支持</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>12m以内ごとに4箇所支持</td> <td>6m以内ごとに4箇所支持</td> <td>S4鋼管支持</td> <td>1.0</td> <td>12m以内ごとに4箇所支持</td> <td>6m以内ごとに4箇所支持</td> <td>A鋼管支持</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0</td> <td>12m以内ごとに4箇所支持</td> <td>6m以内ごとに4箇所支持</td> <td>A鋼管支持</td> <td>0.6</td> <td>12m以内ごとに4箇所支持</td> <td>6m以内ごとに4箇所支持</td> <td>A鋼管又はB鋼管支持</td> </tr> </tbody> </table> ※上層部の定数は次の通り <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物階数</th> <th>上層階</th> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2～6階建</td> <td>最上階</td> <td>10～12階建</td> <td>上層3階</td> </tr> <tr> <td>7～9階建</td> <td>上層2階</td> <td>13階建</td> <td>上層4階</td> </tr> </tbody> </table> ②設計用鉛直地耐力 設計用水平地耐力の1/2とし、水平地耐力と同様に調べるものとする ③軽重量機器等の取替施工 重量 1 kN以下の軽量の機器の取替支持等については、本仕様書に定める同等の設計用地耐力に耐える方法で設計・施工される場合及び施工に必要な場合は、特記表示をなくとも中継ボックスを設けること、支持される上面スラブ、壁、床などが地盤によって生じる力に十分耐えるように設計されている必要がある (2) 建物への取替施工に際しては地盤定位置の想定掘削量は、(0.2m以下 ○0.6m以下 1.0m以下)とする	設置場所	特 定 の 施 設 (前掲クラス)				一 般 の 施 設 (前掲クラス)				機器類	電気設備 (金属管等)	ケーブルラック	電気設備 (金属管等)	機器類	ケーブルラック	電気設備 (金属管等)	機器類	上層部、屋上及び階層	2.0	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに3箇所支持	S4鋼管支持	1.5	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	A鋼管支持	中間階	1.5	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	S4鋼管支持	1.0	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	A鋼管支持	1階及び地下階	1.0	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	A鋼管支持	0.6	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	A鋼管又はB鋼管支持	建築物階数	上層階	建物階数	上層階	2～6階建	最上階	10～12階建	上層3階	7～9階建	上層2階	13階建	上層4階
	設置場所	特 定 の 施 設 (前掲クラス)				一 般 の 施 設 (前掲クラス)																																																				
		機器類	電気設備 (金属管等)	ケーブルラック	電気設備 (金属管等)	機器類	ケーブルラック	電気設備 (金属管等)	機器類																																																	
	上層部、屋上及び階層	2.0	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに3箇所支持	S4鋼管支持	1.5	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	A鋼管支持																																																	
	中間階	1.5	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	S4鋼管支持	1.0	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	A鋼管支持																																																	
	1階及び地下階	1.0	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	A鋼管支持	0.6	12m以内ごとに4箇所支持	6m以内ごとに4箇所支持	A鋼管又はB鋼管支持																																																	
	建築物階数	上層階	建物階数	上層階																																																						
	2～6階建	最上階	10～12階建	上層3階																																																						
	7～9階建	上層2階	13階建	上層4階																																																						
	○6 配管工事	(1) 特記表示なき配管は原則として電線管を使用し、PP管は一重管とする。 (2) 一区間の直長が3.0mを超える場合は施工に必要な場合は、特記表示をなくとも中継ボックスを設けること (3) 手配配管は、1.6m/m以上のビニール被覆配管を使用すること																																																								
	○7 構内及び構外舗装	構内では、路盤材料は再生クラッシュランを用い、アスファルト舗装は再生粒状アスファルト混合物を利用すること 構外では、 表層時 (※再生アスファルト 新70%再30% 再100%) 基層時 (※再生アスファルト 新70%再30% 再100%) 上層時 (※再生砕砕石 再生クラッシュラン) 下層時 (※再生砕砕石 再生クラッシュラン) を利用すること																																																								
○8 埋設ケーブル	全ての埋設配管には GL-300 の位置にビニール製埋設ケーブル (ダブル) を敷設し、高圧、低圧及び弱電等の種別及び先を示すこと																																																									
○9 屋外の支持金物等	(1) 屋外の支持金物、ボルト及びナット等は、溶接部めっき仕上げ (H25以上) 又はステンレス製とする (2) ナットの直径は、ダブルナット又は止め対策を行う																																																									
○10 配管塗装	(1) 指定箇所の露出配管、露出ボックス等の塗装は、エッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて、OP 2回塗りとする (2) 指定箇所の露出配管は指定色焼付塗装とする (3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート地盤の金属製位置ボックスの内面には防腐性塗料を充分に塗布すること (4) 図面に特記なき場合は、溶接部めっき仕上げは J I S H 8641 で規定する H25以上とする (5) 仮作鋼管の金属配管は錆止め塗装を施すこと																																																									
○11 現場に設置した電線取用	特記なき場合は電線及びケーブルについて、EM (エム) ケーブルを使用すること <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>対する記号及び規格名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IV</td> <td>600V非燃生ポリエチレン絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>(IV)</td> <td>600V非燃生ポリエチレン絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>VVR</td> <td>600V非燃生ポリエチレン絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>○ VVF</td> <td>600V非燃生ポリエチレン絶縁電線 (平形)</td> </tr> <tr> <td>CV</td> <td>600V架橋型ポリエチレン絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>CVV</td> <td>制御用架橋型ポリエチレン絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>CCV</td> <td>制御用架橋型ポリエチレン絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>CV-T</td> <td>10kV架橋型ポリエチレン絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>TKEV</td> <td>架橋型ポリエチレン絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>TIVF</td> <td>架橋型ポリエチレン絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>EBT</td> <td>電子線電線用ケーブル</td> </tr> <tr> <td>AE</td> <td>警報用ケーブル</td> </tr> <tr> <td>HP</td> <td>小電力回路用電線</td> </tr> <tr> <td>CPEV</td> <td>市内外線用ケーブル</td> </tr> <tr> <td>FCPEV</td> <td>着色識別用ケーブル</td> </tr> </tbody> </table>	記号	対する記号及び規格名称	IV	600V非燃生ポリエチレン絶縁電線	(IV)	600V非燃生ポリエチレン絶縁電線	VVR	600V非燃生ポリエチレン絶縁電線	○ VVF	600V非燃生ポリエチレン絶縁電線 (平形)	CV	600V架橋型ポリエチレン絶縁電線	CVV	制御用架橋型ポリエチレン絶縁電線	CCV	制御用架橋型ポリエチレン絶縁電線	CV-T	10kV架橋型ポリエチレン絶縁電線	TKEV	架橋型ポリエチレン絶縁電線	TIVF	架橋型ポリエチレン絶縁電線	EBT	電子線電線用ケーブル	AE	警報用ケーブル	HP	小電力回路用電線	CPEV	市内外線用ケーブル	FCPEV	着色識別用ケーブル																									
記号	対する記号及び規格名称																																																									
IV	600V非燃生ポリエチレン絶縁電線																																																									
(IV)	600V非燃生ポリエチレン絶縁電線																																																									
VVR	600V非燃生ポリエチレン絶縁電線																																																									
○ VVF	600V非燃生ポリエチレン絶縁電線 (平形)																																																									
CV	600V架橋型ポリエチレン絶縁電線																																																									
CVV	制御用架橋型ポリエチレン絶縁電線																																																									
CCV	制御用架橋型ポリエチレン絶縁電線																																																									
CV-T	10kV架橋型ポリエチレン絶縁電線																																																									
TKEV	架橋型ポリエチレン絶縁電線																																																									
TIVF	架橋型ポリエチレン絶縁電線																																																									
EBT	電子線電線用ケーブル																																																									
AE	警報用ケーブル																																																									
HP	小電力回路用電線																																																									
CPEV	市内外線用ケーブル																																																									
FCPEV	着色識別用ケーブル																																																									
○12 配分電盤及び操作盤	(1) 配分電盤及び操作盤 (以下、盤という) は、監督員の指定する色 (既製品を除く) にて焼付け塗装すること (2) 電灯分電盤については中枠及び閉扉式内蔵を設けるものとし、盤内設置の主幹と分岐回路は銅線とする。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない (3) 盤は、二重天井の場合、監督員の指示する大きさの予備配管を2本以上天井内まで立上げ、エンドカバー又はブッシングを設けること (4) 断線防止装置及び閉扉式の遮断先を入れること (5) 断線電力検出について、特記なき場合は検定付とする (6) ドア蓋面の充電部が突出する部分に取付位置の取付を施すこと (7) 屋内設置の外圧調子は、(○ 30μm以上 40μm以上 90μm以上) とする 屋外設置の外圧調子は、(○ 60μm以上 90μm以上 120μm以上) とする																																																									
○13 端子盤及び取替装置	塗装及び予備配管は、「特記事項1.2の配分電盤及び操作盤」と同様とする																																																									
○14 ボックス等	位置ボックス及びジョイントボックス等は、図面に特記なき場合、金属製とする																																																									
○15 取替器具等	(1) フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする (2) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付きとする (3) 特記無きスイッチはワイドスイッチとする																																																									

○16 幹線ケーブル	主要な幹線ケーブルは、フルボックス、ハンドホール等内で、円直し等により余長を確保すること なお、この幹線ケーブルを架橋してはならない																																													
○17 表示等	(1) プレーートの表示 器具を架橋しないものについては、下記の要領で用途を示すこと (電灯、動力、電話、放送、TV、火報、ベル、イタキ、表示、時計、防犯、監視、LAN、呼び等) (2) 幹線の表示 強電、弱電の幹線引出口、引出口、フルボックス内及びハンドホール内の必要な箇所には、先行、回路識別及びケーブルサイズ等を明示した表示札、プレート等を設けること (3) フルボックス及びハンドホールの表示 フルボックスの裏面に用途表示を行うこと ハンドホールの蓋には標準表示を明示し、用途別に「高圧」「電気」「弱電」「電話」等と表示すること。																																													
○18 接地工事	(1) 接地抵抗値は異常値の範囲とし、A種接地工事 (柱上高圧線を除く)、受電設備等のB種接地工事、その他図面に特記する接地工事への接地 (2) 接地極の材質は、下記による。(枚数及び本体は最低の値とする。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地極の種類</th> <th>記号</th> <th>接地極の材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同</td> <td>E_{A,B,D}</td> <td>鋼板</td> </tr> <tr> <td>A種接地工事</td> <td>E_A</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>柱上高圧線</td> <td>E_B</td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>B種接地工事</td> <td>E_B</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>C種接地工事</td> <td>E_C</td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>D種接地工事</td> <td>E_D</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>橋架交換機用</td> <td>E_E</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>直流電流用 (陽極)</td> <td>E_F</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>保安用 (10Ω以下)</td> <td>E_{G1}</td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>保安用 (100Ω以下)</td> <td>E_{G2}</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>低圧用形用 (100Ω以下)</td> <td>E_{D1}</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>受電設備</td> <td>E_L</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>低圧受電設備 (10Ω以下)</td> <td>E_{L1}</td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>他</td> <td>E_O</td> <td>1本</td> </tr> </tbody> </table> 接地極の長さ : 1.5 t × 90° 接地棒 : 14 φ × 1,500 L (一般用) : 10 φ × 1,000 L (外灯) : 10 φ × 1,000 L (測定補助用) 2ヶ所	接地極の種類	記号	接地極の材料	共同	E _{A,B,D}	鋼板	A種接地工事	E _A	2本	柱上高圧線	E _B	6本	B種接地工事	E _B	2本	C種接地工事	E _C	6本	D種接地工事	E _D	1本	橋架交換機用	E _E	1枚	直流電流用 (陽極)	E _F	2本	保安用 (10Ω以下)	E _{G1}	6本	保安用 (100Ω以下)	E _{G2}	1本	低圧用形用 (100Ω以下)	E _{D1}	1本	受電設備	E _L	1枚	低圧受電設備 (10Ω以下)	E _{L1}	6本	他	E _O	1本
接地極の種類	記号	接地極の材料																																												
共同	E _{A,B,D}	鋼板																																												
A種接地工事	E _A	2本																																												
柱上高圧線	E _B	6本																																												
B種接地工事	E _B	2本																																												
C種接地工事	E _C	6本																																												
D種接地工事	E _D	1本																																												
橋架交換機用	E _E	1枚																																												
直流電流用 (陽極)	E _F	2本																																												
保安用 (10Ω以下)	E _{G1}	6本																																												
保安用 (100Ω以下)	E _{G2}	1本																																												
低圧用形用 (100Ω以下)	E _{D1}	1本																																												
受電設備	E _L	1枚																																												
低圧受電設備 (10Ω以下)	E _{L1}	6本																																												
他	E _O	1本																																												
○19 照明器具の接地	LED照明器具の金属部分には、D種接地工事を施すこと ただし、二重天井構造のもの、使用電圧が定格500V以下又は対地電圧が交流150V以下のLED照明器具を乾燥した箇所に施工する場合は、接地工事を省略することができる 接地極は原則として緑色の IE 1.6mm 以上とし金属工場の場合は配管を利用してよい																																													
○20 遮断器	低圧用 SPD の性能は (クラス I (性能は図示可) クラス II) とする 適用用 SPD の性能は (C2 DI (性能は図示可)) とする																																													
○21 LED制御装置	図面に特記なき場合は、一般形 (LN)、初期照射補正形 (LJ)、遮断形 (IX) とすること																																													
○22 外灯設備	(1) 溶接部めっき鋼管ポールは、エッチングプライマー処理の後、指定色2回塗りとする (2) ポール内部に遮断用遮断器 (引外し設置無) 又はカットアウトスイッチ (兼通しヒューズ) を設けること																																													
○23 照度測定	測定箇所 ・ 学校環境衛生基準による。 ○ 監督員の指示による。																																													
○24 キュービクル型受電設備	(1) 高圧器の2次側には最大需要電力計 (電子式) を設けること (2) 高圧器の2次側と配線用遮断器の1次側には計器とすること (3) 幹線と配線用遮断器を接続するための端子台を設けること (4) 充電部の保護用として、取っ手を付けたアクリルパネルを閉鎖なく設けること (5) 高圧器は原則として、熊本県グリーン購入推進方針適合品とする (6) 高圧充電部の近くには高圧危険表示すること (7) 高圧器の仕様書 (○標準仕様 別仕様) とする (8) 高圧器は防犯ゲム付きとする (9) 屋内設置の外圧調子は、(30μm以上 40μm以上 90μm以上) とする 屋外設置の外圧調子は、(60μm以上 90μm以上 120μm以上) とする																																													
○25 通信・情報配線	ケーブルは監督員の指定する色を用い、露出部分 (端差接続部分を除く) を保護すること UTPケーブルは、配線完了後、絶縁処理を行うこと UTPケーブルは、配線完了後、フロア配線盤から通信アクトレットの区間で、伝送品質測定を行うこと 光ファイバーケーブルは、配線完了後、伝送損失測定を行い、システムを構成する機器の許容伝送損失以下であること																																													
○26 インターホン設備	卓上型機器への接続は、原則としてコネクタによる。 また、ケーブルはインターホン用絶縁被覆ケーブル (シールドケーブル) を用いること																																													
○27 音響設備	音響設備は動作試験の他に次の測定を行うこと インピーダンス 残響時間 伝送周波数特性 音圧分布																																													
○28 非共有受電設備	(1) アンテナは図面に特記なき場合は、UHFアンテナで全帯域用 (素子数 20以上) とする (2) 増幅器は図面に特記なき場合は、UHF帯とする (3) 建築躯体工事完了後、地上波放送電波の電界強度測定を行い、監督員に報告すること																																													
○29 電気時計設備	時計の電源供給は2極コネクタを用いること																																													
○30 洗剤ポンプ駆動	特記なき場合は、突抜機駆動方式とする。 その場合、突抜機表示に「消火栓駆動」等の文字を併記すること																																													
○31 壁内通	構造上主要な壁を貫通する場合は、次の事前調査を行う。 レントゲン撮影 金属探知機																																													
○32 あと施工アンカー	あと施工アンカーは施工前に計画書を作成すること 施工者資格 (○第1種あと施工アンカー施工士 第2種あと施工アンカー施工士) ※試験 ※自主検査 (全数) 加力検査 (非破壊検査 かつ 破壊検査 かつ)																																													
○33 改修工事	改修工事にあつては、工事範囲における次の確認、測定等を施工前に、監督員に報告すること 既設機器の動作確認 照度測定 騒音 (※騒音 ※振動 指定する場所 ()) 絶縁測定 (幹線 分岐回路 弱電ケーブル) 接地抵抗測定 漏電検出																																													
○34 発生処理等	・ 水銀含有物 (蛍光灯、水銀ランプ) の処理は次のとおり行うこと。 (1) 破損時に発生した、破損したガラス、ガラスに散布された蛍光灯管、蛍光灯管に封入された水銀その他資源回収可能なものを分別し、回収することができる設備を有する廃棄物処理業者と契約すること。 (2) 作業員等は廃棄物の処理業者との処理経路を事前に申し立てる。また、廃棄物の処理業者が回収した資源回収可能なものは、可能な限りリサイクルするものとする。 (3) 破損時に発生した資源回収可能なものは、可能な限りリサイクルするものとする。 (4) 蛍光灯管を回収する際は、封入されたガス状水銀及び金属水銀が環境中に漏れ出さないよう、破損時に発生した資源回収可能なものは、可能な限りリサイクルするものとする。 (5) 破損時に発生した資源回収可能なものは、可能な限りリサイクルするものとする。 (6) 資源回収に際しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日法律第137号)」及び関係法令を遵守すること。 (7) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (8) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (9) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (10) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (11) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (12) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (13) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (14) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (15) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (16) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (17) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (18) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (19) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (20) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (21) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (22) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (23) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (24) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (25) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (26) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (27) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (28) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (29) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (30) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (31) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (32) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (33) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (34) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (35) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (36) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (37) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (38) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (39) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (40) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (41) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (42) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (43) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (44) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (45) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (46) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (47) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (48) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (49) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (50) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (51) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (52) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (53) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (54) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (55) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (56) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (57) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (58) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (59) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (60) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (61) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (62) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (63) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (64) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (65) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (66) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (67) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (68) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (69) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (70) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (71) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (72) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (73) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (74) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (75) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (76) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (77) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (78) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (79) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (80) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (81) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (82) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (83) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (84) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (85) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (86) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (87) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (88) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (89) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (90) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (91) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (92) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (93) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (94) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (95) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (96) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (97) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (98) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (99) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (100) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (101) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (102) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (103) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (104) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (105) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (106) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (107) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (108) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (109) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (110) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (111) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (112) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (113) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (114) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (115) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (116) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (117) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (118) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (119) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (120) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (121) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (122) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (123) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (124) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (125) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (126) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (127) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (128) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (129) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (130) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (131) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (132) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (133) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (134) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (135) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (136) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (137) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (138) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (139) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (140) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (141) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (142) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (143) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (144) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (145) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (146) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (147) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (148) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (149) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (150) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (151) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (152) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (153) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (154) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (155) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (156) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (157) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (158) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (159) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (160) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (161) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (162) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (163) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (164) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (165) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (166) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (167) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (168) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (169) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (170) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (171) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (172) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (173) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (174) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (175) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (176) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (177) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (178) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (179) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (180) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (181) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (182) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (183) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (184) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (185) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (186) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (187) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (188) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (189) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (190) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (191) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (192) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (193) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (194) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (195) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (196) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (197) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (198) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (199) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (200) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (201) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (202) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (203) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (204) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (205) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (206) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (207) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (208) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (209) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (210) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (211) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (212) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (213) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (214) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (215) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (216) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (217) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (218) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (219) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (220) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (221) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (222) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (223) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (224) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (225) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (226) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (227) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (228) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (229) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (230) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (231) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (232) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (233) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (234) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (235) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (236) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (237) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (238) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (239) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (240) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (241) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (242) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (243) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (244) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (245) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (246) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (247) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (248) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (249) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (250) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (251) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (252) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (253) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (254) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (255) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (256) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (257) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (258) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (259) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (260) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (261) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (262) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (263) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (264) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (265) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (266) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (267) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (268) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (269) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (270) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (271) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (272) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (273) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (274) 資源回収業者は、関係法令に定める「資源回収業者」であること。 (275) 資源回収業者は、関係法令に定める																																													



EM-CET22 (FEP40)
はつり・掘削は、機械設備にて行う

EM-CET22 (FEP40)
はつり・掘削は、機械設備にて行う

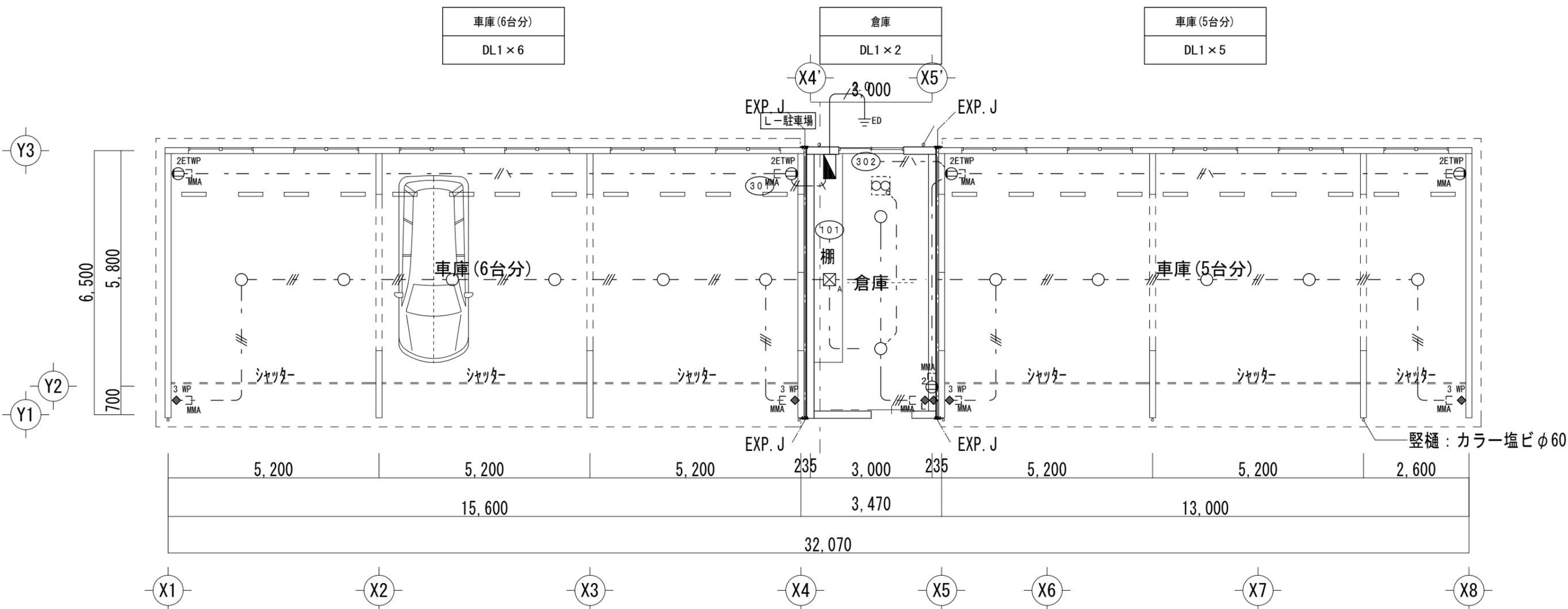
▼最高の高さ
▼最高の軒高
▼1FL
▲設計GL

壁貫通φ75
壁貫通φ75
防火区画貫通処理

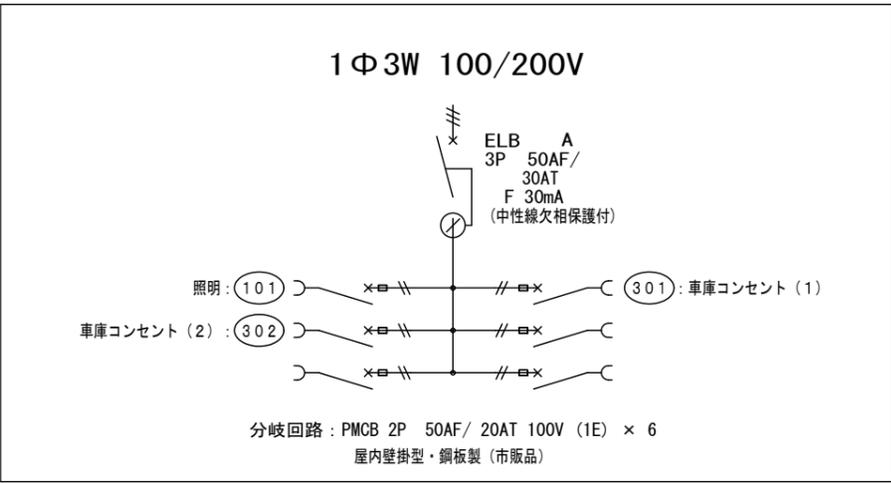
既設分電盤内の分岐ブレーカーを撤去し、
MCCB3P50AF30ATブレーカーを取付、
駐車場回路を取り出す

凡例)
☒ A ブルボックス SS300×300×250 SUS-WP

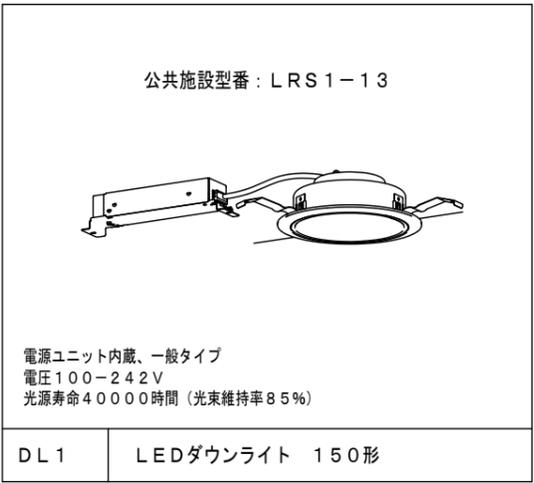
注記)
特記なき配線・配管は下記による。
22 EM-CET22 (GP36)
22 EM-CET22 (FEP40)



分電盤単線結線図



照明器具姿図



平面図 S=1:100

- 凡例)
- E MMA 1種金属線ぴA型
 - ☒ A プルボックス SS150×150×100
 - ⓪ 2 埋込コンセント 2P15A×2
 - ⓪ 2ETWP 埋込コンセント 2P15A×2, ET付(防滴プレート)
- 注記)
- 特記なき配線・配管は下記による。
- - - - EM-EEF2.0-2C (ころがし)
 - - - - EM-EEF2.0-3C (ころがし)
 - - - - EM-EEF2.0-3C (ころがし)
- ・立上げ立下げは適合するPF管にてケーブル保護の事。

項目 1 機器等の配置 2 機材等の検査及び試験 3 容量などの表示 4 配管施工 5 機器導入部の位置取付 6 機器EXPIの位置取付 7 総合調整 8 配管工事 9 自動エア抜き 10 絶縁継手 11 ボールタップ 12 水栓柱 13 スリーブ 14 支持金物 15 地中埋設配管表示用テープはつり 16 塗装 17 配管接続部の非破壊検査 18 ステンレス鋼管施工上の注意 19 あと施工アンカー 20 換気設備 21 冷水機 22 成膜保護 23 ばい煙換気計 24 ばいじん濃度測定口 25 燃道 26 ダクト工法 27 風量測定口

特記事項 設計図において機器の配置は、検査及び取付位置のみを示し、正確な位置はさしに打合せを必要とする 検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書によるほか、監督員の指示による (1.1.4.5) (1.1.4.6) (1) 機器の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とすること (2) 電動機出力は原則として表示された数値以下の容量とすること 機器設置の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築物耐震設計・施工指針(国交省国土技術政策研究所 独立行政法人建築研究所監修 2005年版)」による (1) 設計用水平地震力 機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量)[N]に、 局部加速度による建築物設備の設計用標準震度(Sa) ※ 地震係数 Z=1.0 としている ※ 該当する施設に○をつけること ※ 下記に示すものは、重要機器、重要水栓とする

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and seismic design parameters (e.g., 地震係数, 重要機器, 一般機器).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

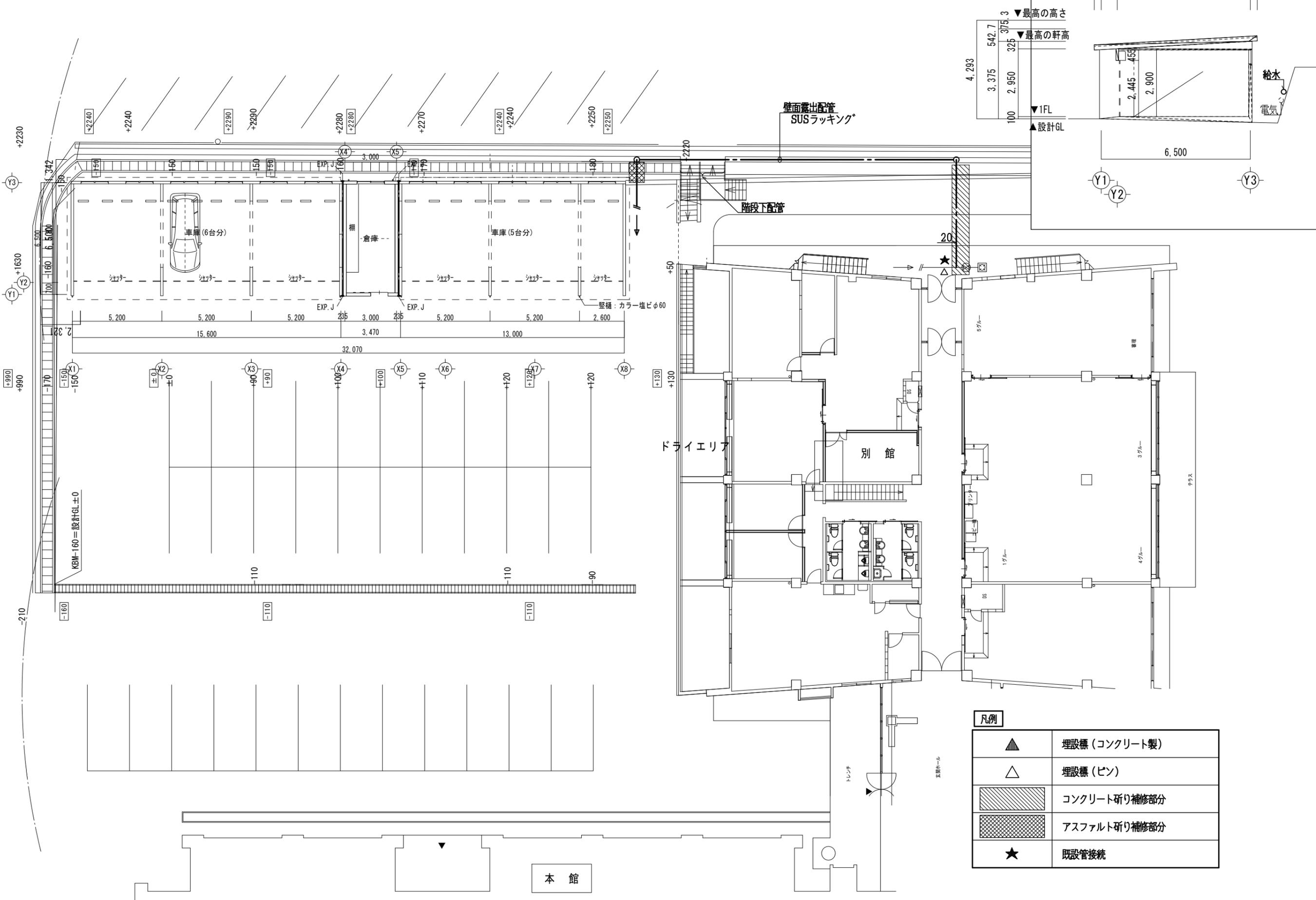
Table with columns for equipment type (e.g., 設備場所) and material specifications (e.g., 鋼材種別, 鋼材規格).

8 チャンバー等 (1) 外壁に面するガリに直接取り付けるチャンバー及びフッパには、排水管を設け、最寄り排水すること (3.1.14.5) (2) シーリングデュラフローラー形状出口には、下記の接続チャンバーを設けること (3) ネット径がφ200以下のもの 400×400×250H (b) ネット径がφ200をこえるもの 500×500×300H (a) フリーサイズ形状出口には、下記の接続チャンバーを設けること (a) シンダ形状 200×(L+100)×300H (b) グラブル形 250×(L+100)×300H 標準仕様書によるほか、下記による (3.1.15.9) (1) 操作方法 同時通電式又は直電式(DC24V 0.7A以下) (2) 復帰方法 ・遠隔式 ・手元式 10 弁類 JISの呼び圧力5Kとする ただし、特記部分はJISの呼び圧力10Kとする 11 防凍継手 ・合成ゴム製 ・ペローズ形ステンレス製 (2.2.2.8) 12 フレキシブルジョイント ・合成ゴム製 ・ペローズ形ステンレス製 (2.2.2.9) 13 伸縮継手 ・ペローズ形 ・スリーブ形 (2.2.2.7) 14 温度計 取付部は下記による 温度計は円形指示計(バimetal式φ100)とする (2.2.3.2) (3.1.14.11) ・熱源機器の冷水水管(送り、送り)及び冷却水管(送り、送り) ・ボイラーの温水水管(送り) ・空気調和機の冷水水管(送り、送り)及び三方弁装置の冷水水管(送り、送り) ・熱交換機の温水水管(送り、送り) ・冷水水ヘッダー(送り)及び冷水水ヘッダーの各配管 ・空気調和機(パッケージ型を含む)のサブライチチャンバー・レンジダクト、外気取入ダクト及びレンジチャンバー 15 圧力計 取付部は下記による (2.2.3.1) ・熱源機器の冷水水管(送り、送り)及び冷却水管(送り、送り) ・空気調和機の冷水水管(送り、送り) ・熱交換機の温水水管(送り、送り) ・冷水水ヘッダー(送り、送り) 16 瞬間流量計及び測定タッピング(32mmビーター 流量計用) (1) 熱源機器の冷水水管(送り又は送り) ・瞬間流量計 ○タッピング (2.2.3.8) (2) 熱源機器の冷却水管(送り又は送り) ・瞬間流量計 ○タッピング (3) ボイラー又は熱交換機の温水水管(送り又は送り) ・瞬間流量計 ○タッピング (4) 空気調和機の冷水水管(送り又は送り) ・瞬間流量計 ○タッピング (5) 冷水水ヘッダーの各配管又は送り管 ・瞬間流量計 ○タッピング 17 油面制御装置 制御部は下記の端子を設けること。なお、フロートスイッチ部と制御部間の配管配線は製造者の標準仕様とする (2.2.3.5) 給油ポンプ制御 ・潤滑油監視 ・遠隔監視 ・電線分離制御 ・送油ポンプ制御 ・減油監視 18 消音内貼り (1) 施工する箇所は、図示したダクト及びチャンパー限とする (2) 内貼りチャンパー限の仕様は、外寸法とする 19 ファンコイルユニット 吹出口 ・共通仕様書 ・ユニバーサル形 (3.1.7.3) 調整弁 ・流量調整弁 ・定流量弁 20 保温 (1) 機器の保温材 ○ 繊維と硬質ウレタンフォーム ロックウール保温材+ステンレス鋼板 (2) ダクトの保温材 ・ファンコイルユニットの付属品 フィルターは各装置台数の1/2以上 ・自動巻取形エアフィルター用フィルター 各1巻 ・折込形エアフィルター、プレフィルター(アルミ枠付) 各1/2

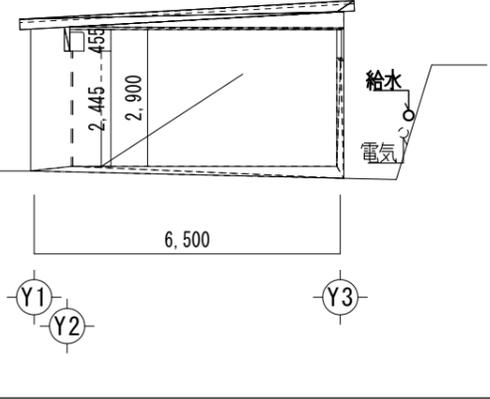
12 弁類 JISの呼び圧力5Kとする (2.2.3.1) ただし、特記部分はJISの呼び圧力10Kとする 貯留式浄水器のオーバーフローはステンレス管にて最寄りの流しに接続排水すること 13 消火設備 1 屋内消火栓箱 屋内消火栓箱の仕様は以下による (5.1.5.2.2) ・HB-1A ・HB-1B ・HB-1AT ・HB-1BT ・HB-2A ・HB-2B ・HB-4A ・HB-4B 2 屋外消火栓箱 ・鋼板(1.6mm) ・ステンレス鋼板(1.6mm) (5.1.5.4.2) 屋外消火栓箱の仕様は以下による ・HB-20 ・HB-21 14 厨房設備 1 機器の寸法 額付寸法とする (5.1.6.1) 2 加熱方法 ・都市ガス ・液化石油ガス ・電気 (5.1.6.1) 3 転倒防止 共通仕様書によるほか次の機器に転倒防止措置を施すこと (5.2.2.6) ・ 15 ガス設備 1 充てん容器 ・別途工事 (・ 50kg× 本 ・ kg× 本) ・ 木工事 (・ 50kg× 本 ・ kg× 本) 2 集合装置 標準図 施工73による 本立 3 転倒防止等 標準図 施工73 (・ (a) ・ (b)) による。また、容器用固定具は鋼製、溶接溶接メッキ仕上げとし、鋼はステンレス製とする (6.3.2.1.4) 4 ガスメーター P1) 縦メーター (・ 貸与品 ・ 買取り) (※ 直立式 ・ パルス式) P2) 子メーター (・ 貸与品 ・ 買取り) (※ 直立式 ・ パルス式) 5 引込負担金等 ・ 要 (・ 木工事 ・ 別途工事) ・ 不要 16 浄化槽設備 1 処理能力 処理対象人員 25 人 処理水量 5.00 m³/日 流入BOD 200 mg/L 2 型式 ○ ユニツト形 ・ 現構施工形 (8.1.1.1) 3 放流水質性能 BOD 20 mg/L以下 除去率 90 %以上 (8.1.1.1) 4 水質表の提出 一定期間経過後、放流水質性能等を入した水質表を提出すること (8.1.1.1) 5 施工票 ※ 処理能力、放流水質、処理方式、施工年月日等を記入したSUS製又は鋼製のものを入れる 工事区分 別表-1の記入上の注意 該当箇所は ●(黒塗り) とし該当しない工事内容及び区分は斜線消去すること

別表-1 施工区分の工事区分表

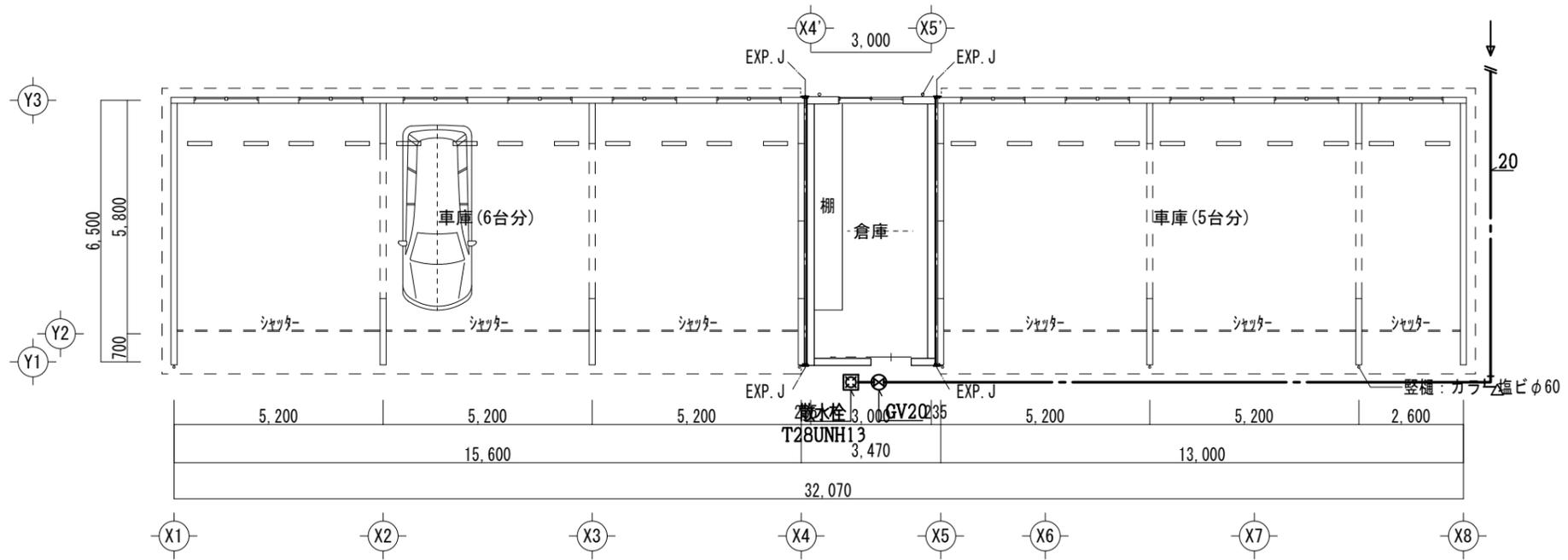
Table with columns for equipment type (e.g., 電気関係, 機械関係, 開口部, 点検口, 外周取付ガリ, 換気関係, 防虫, 床下排水, 屋外排水, 雨水立管, トイレ手すり, 化粧箱, ガスボンベ転倒防止用装置, 電気配管配線, ガス漏れ検知) and equipment status (e.g., 設置, 撤去, 変更).



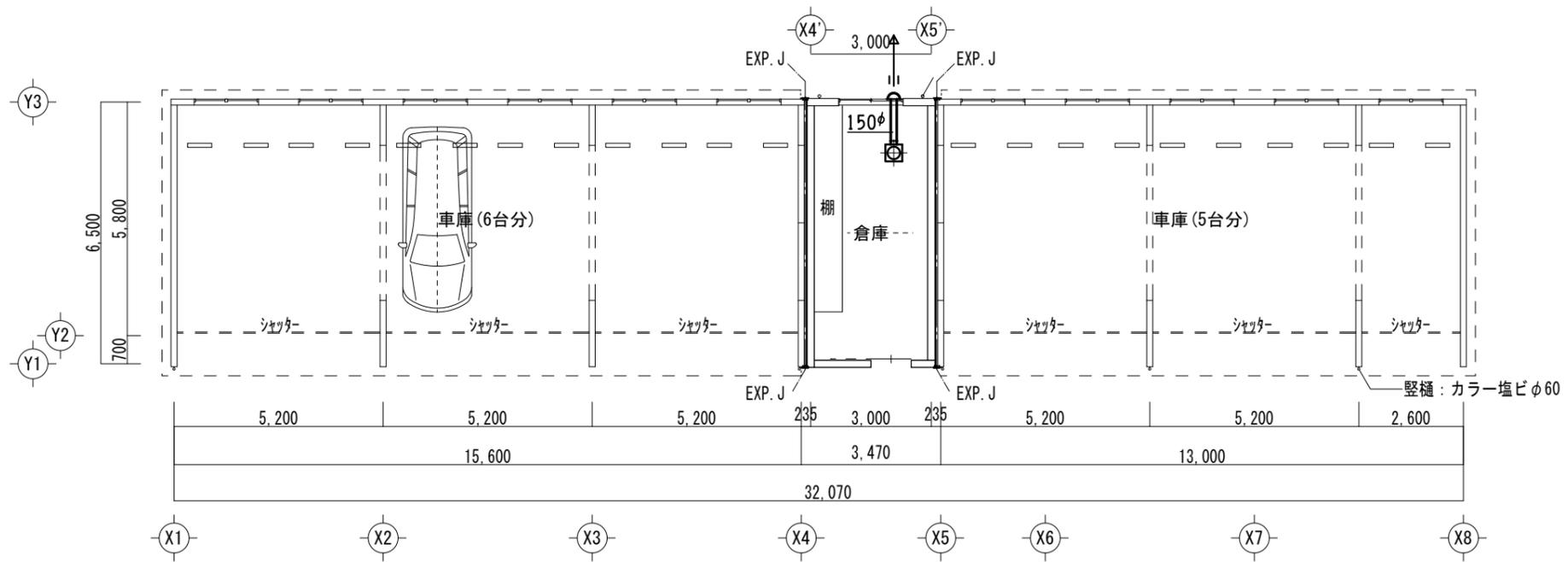
4.293	▼最高の高さ	375.3
3.375	▼最高の軒高	325
2.950	▼1FL	
100	▲設計GL	



凡例	
	埋設標 (コンクリート製)
	埋設標 (ピン)
	コンクリート研り補修部分
	アスファルト研り補修部分
	既設管接続



凡例	
	埋設標 (コンクリート製)
	埋設標 (ピン)
	コンクリート研り補修部分
	アスファルト研り補修部分
	既設管接続



平面図 S=1 : 100

天井扇	1台
プラスチック製	
低騒音タイプ	
150φ×250mm ³ h×40pa×30w	
深型フード(SUS)防虫網付	
<VD-18ZC10>	